

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正速報版】

会議の名称	令和6年第2回取手市議会定例会			
招集年月日	令和6年 5月28日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和6年 6月 4日午前10時00分	議長	岩澤 信
	閉会	令和6年 6月 17日午後 時 分	議長	岩澤 信
会議録署名議員の氏名	5番	杉山 尊宣	6番	佐野 太一
	7番	海東 一弘		

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和6年 6月4日

1番	長塚 美雪	13番	岩澤 信
2番	本田 和成	14番	落合 信太郎
3番	岡口 すみえ	15番	石井 めぐみ
4番	古谷 貴子	16番	金澤 克仁
5番	杉山 尊宣	17番	細谷 典男
6番	佐野 太一	18番	山野 井隆
7番	海東 一弘	19番	染谷 和博
8番	根岸 裕美子	20番	佐藤 隆治
9番	久保田 真澄	21番	入江 洋一
10番	鈴木 三男	22番	赤羽 直一
11番	関川 翔	23番	遠山 智恵子
12番	小堤 修	24番	加増 充子

令和6年第2回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 6月 4日午前10時 分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 6月 4日午後 時 分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	吉 田 文 彦		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	伊 藤	哲
総 務 部	長	鈴 木	文 江
選 挙 管 理 委 員 会 書 記	長	齋 藤	嘉 彦
政 策 推 進 部	長	田 中	英 樹
財 政 部	長	彦 坂	哲
福 祉 部	長	渡 来	真 一
健 康 増 進 部	長	野 口	昇
ま ち づ くり 振 興 部	長	前 野	拓
建 設 部	長	浅 野	和 生
都 市 整 備 部	長	井 橋	貞 夫
教 育 部	長	岡 田	直 紀
消 防	長	下 田	浩
福 祉 部 次 長		石 塚	幸 夫
会 計 管 理 者		松 崎	剛
総 務 課	長	高 中	誠
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 補 佐		海 老 原	輝 夫
政 策 推 進 課	長	稲 村	忠 弘
財 政 課	長	秋 山	和 也
課 税 課	長	関 口	勝 己
高 齢 福 祉 課	長	大 久 保	益 雄
国 保 年 金 課	長	大 野	篤 彦
都 市 計 画 課	長	丸 山	信 彦
保 健 給 食 課	長	塚 本	豊 康
指 導 課	長	谷 池	公 治
生 涯 学 習 課	長	根 本	真 人
財 政 課 副 参 事			
社 会 福 祉 課 副 参 事			

令和6年第2回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年 6月 4日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第2号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第3号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

---

日程第5 議案第39号 取手市税条例の一部を改正する条例について

議案第40号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第41号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第43号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第45号 市道路線の認定について

議案第46号 市道路線の変更について

議案第47号 市道路線の廃止について

---

日程第6 議案第48号 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について

議案第49号 取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について

議案第50号 真空冷却機の取得について

議案第51号 救助工作車の取得について

議案第52号 消防団ポンプ自動車の取得について

---

日程第7 議案第53号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）

---

日程第8 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）

---

日程第9	報告第	1号	令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第	2号	令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について
	報告第	3号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
日程第10	報告第	4号	令和5年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について
	報告第	5号	2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について
	報告第	6号	令和5年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和6年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について
日程第11	請願第	1号	取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
	請願第	2号	取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願
日程第12	市政に関する一般質問		
	①	岡口すみえ	議員
	②	長塚 美雪	議員
	③	染谷 和博	議員

## 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第2号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第3号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

---

日程第5 議案第39号 取手市税条例の一部を改正する条例について

議案第40号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第41号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第43号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第45号 市道路線の認定について

議案第46号 市道路線の変更について

議案第47号 市道路線の廃止について

---

日程第6 議案第48号 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について

議案第49号 取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について

議案第50号 真空冷却機の取得について

議案第51号 救助工作車の取得について

議案第52号 消防団ポンプ自動車の取得について

---

日程第7 議案第53号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）

---

日程第8 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）

---

日程第9	報告第	1号	令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第	2号	令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について
	報告第	3号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
日程第10	報告第	4号	令和5年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について
	報告第	5号	2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について
	報告第	6号	令和5年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和6年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について
日程第11	請願第	1号	取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
	請願第	2号	取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願
日程第12	市政に関する一般質問		
	①	岡口すみえ	議員
	②	長塚 美雪	議員
	③	染谷 和博	議員

令和6年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	6月4日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（岡口・長塚・染谷議員）
2	6月5日	水	本会議	午前10時	一般質問（赤羽・久保田・小堤・本田・古谷・杉山・加増議員）
3	6月6日	木	本会議	午前10時	一般質問（鈴木・関川・山野井・石井・遠山・佐野・落合議員）
4	6月7日	金	本会議	午前10時	一般質問（根岸・細谷議員）
5	6月8日	土	休会		
6	6月9日	日	休会		
7	6月10日	月	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	6月11日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	6月12日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	6月13日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	6月14日	金	委員会	午前10時	議会運営委員会
12	6月15日	土	休会		
13	6月16日	日	休会		
14	6月17日	月	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

## 議事の経過

午前 10 時 分開会及び開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。よって、令和 6 年第 2 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、取手市副市長に就任されました伊藤 哲君、黒澤伸行君、取手市教育長に就任されました石塚康英君から、就任の挨拶について、それぞれ発言を求められていますので、これを許します。

まず、副市長、伊藤 哲君。

〔副市長 伊藤 哲君登壇〕

○副市長（伊藤 哲君） 皆様、おはようございます。この場で御挨拶させていただきますこと、光栄に存じております、私は 3 回目になります。令和 6 年の第 1 回取手市議会定例会最終日に、副市長 2 人制の議決を頂きました。その後に副市長選任の人事案に御同意いただきまして、誠にありがとうございます。昨年度まで私は、取手市の教育長として通算 9 年間、多くの皆様に支えられて務めさせていただきました。市議会の皆様からも、たくさんの御指摘や御助言を賜ったことを、改めて感謝申し上げます。4 月 1 日付で中村修取手市長から選任をいただきまして 2 か月が過ぎ、3 か月目を迎えることとなりました。市長のあふれるような郷土愛、取手愛に根ざしたリーダーシップの下で、市の総合計画に挙げられてます、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」のために、心新たに職責にチャレンジしてまいりたいと考えますので、御指導御鞭撻のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） 続いて、副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 皆様、おはようございます。さきの 3 月議会におきまして、副市長 2 人体制の条例改正とともに、副市長選任の人事案件に御同意いただきましたことに対し、改めて御礼申し上げます。副市長というその使命と職責の重さ、大きさを痛感しておりまして、大変身が引き締まる思いでございます。さて、就任以約 2 か月が経過いたしました、市内もいろいろと見させていただきましたが、取手市は古くから水戸街道の宿場町として栄えるなど、歴史・文化・自然に恵まれた交通の要衝であり、茨城の玄関口だと改めて感じております。そのポテンシャルを生かし、現在、取手駅前や桑原地区の整備をはじめとした様々な取組が進められております。私は国土交通省の出身でございまして、これまで国・県・市の国土交通行政に携わってきた経験を生かしまして、伊藤副市長や職員とともに、力を合わせて中村市長を支え、取手が住み続けるほど好きになる町となるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御指導御鞭撻のほど、よろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） 最後に、教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 皆さん、おはようございます。本日はこうした発言の機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。また3月議会では、教育長人事案に御同意いただきまして、本当にありがとうございます。3月までは取手市立寺原小学校、あるいは取手西小学校のほうで学校経営を担っておりましたけれども、その際にも大変お世話になりました。今回こうした重責を担うに当たりまして、大変身の引き締まる思いで今いるところでございます。ただ38年間の教職生活、あるいは教育行政経験を通した中で、やはり子どもたちの笑顔が大人の笑顔につながるんだということを確認しているところでございます。本市の笑顔がますますあふれるよう、教育行政の充実に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様方の御指導・御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 伊藤副市長、黒澤副市長、石塚教育長、これからよろしく願いいたします。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより、本日の議事日程に入ります。

○議長（岩澤 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において杉山尊宣君及び佐野太一君を指名いたします。

○議長（岩澤 信君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から6月17日までの14日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程については、サイドブック스에登載したとおりであります。

○議長（岩澤 信君） 日程第3、諸般の報告を行います。閉会中に行われました一部事

務組合議会の報告については、サイドブックに登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について細谷典男君から、龍ヶ崎地方衛生組合議会について久保田真澄さんから、取手地方広域下水道組合議会について入江洋一君から、利根川水系県南水防事務組合議会について遠山智恵子さんから、取手市外2市火葬場組合議会について海東一弘君から報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブックに登載したとおり市長から報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（岩澤 信君） 日程第4、承認第1号から承認第3号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。承認第1号から承認第3号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、承認第1号から承認第3号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題となっております承認第1号から承認第3号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第3号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。承認第 3 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、反対いたします。これまでも国保税の限度額の引上げは繰り替えされてきました。今回の内容は、後期高齢者支援分を 22 万円から 24 万円に引き上げる内容で、最高限度額は 104 万円から 106 万円に引上げです。限度額の引上げだから税の値上げではないと矛盾したこともいわれておりますけれども、国保税は御存じのように、加入世帯、家族合算されます。会社が倒産して仕事がないなど様々な状況の下、国保に加入せざるを得ない実態が生まれています。国で決まったことだからと、今回のような限度額の引上げの専決ではなく、国保制度の基本に立ち返り、取手市民の命と暮らしを守る自治体の責任を果たすことです。かつて取手市は、最高限度額の引上げを国から示されても、市独自で判断し引上げをしなかった実績を持っています。国保税の引上げではなく、巨額の基金を活用して、全ての加入者に行き渡る国保税の引下げを行うことが肝要だと考えます。以上、承認第 3 号の反対討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、承認第 1 号から承認第 3 号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

承認第 1 号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

承認第 2 号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第 2 号は承認することに決定しました。

承認第 3 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

○議長（岩澤 信君） 日程第 5、議案第 39 号から議案第 47 号までを一括議題といたし

ます。ただいま議題となっております議案第 39 号から議案第 47 号までにつきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 39 号から議案第 47 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 39 号から議案第 41 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は、6 月 10 日に行います。

○議長（岩澤 信君） 日程第 6、議案第 48 号から議案第 52 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。お諮りいたします。議案第 48 号から議案第 52 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 48 号から議案第 52 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 創和会、小堤 修です。私は議案第 51 号と 52 号について、消防車両について質疑したいと思いますが、この消防車両、24 年と 29 年という長きにわたり、丁寧にそして大切に使用してきていただいて、消防職員の皆様に厚く御礼申し上げます。皆さんの税金で買った消防車両ですので、大切に使うということは大事な事かなというふうに思います。それでは、そのうち議案第 51 号の救助工作車について質疑いたします。現在の車両と今度の車両の主な諸元性能の違いは、いかがでしょうか。

〔12 番 小堤 修君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。小堤議員の質疑にお答えさせていただきます。現在の車両と新しい車両との諸元性能の違いとしましては、車両の大きさについては、幅と高さにつきましては現車両とほぼ一緒でございますが、長さが約 50 センチほど長くなります。理由としましては、現在の車両にはクレーンが装備されておりましたが、交通事故や崩落事故などの現場で、重量物などを除去するために、新しい車両の後部にはクレーンを装備していることで長くなっております。また車両上部には、大型照明器具が装備されておまして、伸縮可能で照度も上がりまして、夜間での活動がしやすくなるような仕様となっております。ウィンチについては、現在の車両は前方のみに装備されておりますが、新しい車両には後部にも装備し、ウィンチを必要とする現場への進入は、前後どちらから進入していても活動できるため、迅速な対応が可能となります。今、説明しま

したクレーンや大型照明器具、ウィンチについては、一つのコントローラーで操作が可能となりますので、隊員の事故防止にもつながってまいります。また新しい車両は、車両室内をハイーフとしましたので、室内空間が従来より高くて広い仕様となっておりますので、災害現場に向かう途中に、車内で隊員が装備品を準備することが可能となりますし、迅速な救助活動につながってまいりますものと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 説明ありがとうございました。今度の——今までの救助工作車の後部にはクレーンがついてないということで、24年前の、これはそういうクレーンを必要とする事象は、あまりなかったのかなというふうに思いますけれども、24年前ということは、取手と藤代が合併する前から使っていたということで、24年前に生まれた赤ちゃんが今24歳と、市役所の職員さんにもいらっしゃるし、今年の採用の中にもいらっしゃるかと思うんですが、そのぐらい長きにわたり使っていただいたということだと思っておりますけれども。50センチ長くなるということで、ウィンチも後ろにつけば、現場で方向変換しなくても引っ張ることができるのかなというふうに思います。それで、その車両なんですけれども、今度の新しい車両に増強積載される資機材というのは、どういうものがあるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） 小堤議員の質疑について、お答えいたします。現在の救助工作車につきましては、あらゆる災害救助に対応するため、法令に基づいた90を超える救助資機材を装備しております。増強となる資機材としましては、隊員が消防活動をする上で必要とされる携帯警報器は新規に積載予定であります。そのほかの資機材につきましては、現在使用している資機材が経年していることから、更新を行ってまいります。その中で、油圧破壊器具については、重量のあるエンジン式から、充電可能なバッテリー式に変更しまして、油圧器具以外のチェーンソーやパワーカッターなど、同じ規格のバッテリー式となりますので、活動の利便性や迅速性、あとは隊員活動の負担軽減にもつながることが考えられ、そのほかにも各種ガス測定器やエアージャッキ、化学防護服なども更新してまいります。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございました。複雑多様化する社会の中において、いろいろな救助事象が増えてきて、それに伴って、いろいろな資機材が90ですか——90種類もの資機材が積載されなくちゃいけないということは、本当に大変なことかと思うんですけれども、そういう中で、入札なんですけど最高入札額と落札額とでは1,551万円ぐらい差があるんですね。落札したのが1億7,000何百万円ということで非常に高価な車だと思うんですけれども、この入札のときの仕様というのは、1つのこういう車にしてくださいということで同じだと思うんですけれども、装備品とかそういうところが違ったんでしょうか。この1,500万円って結構大きい額だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） ただいまの質疑についてお答えいたします。今回入

札参加していただきました7者の指名業者様には、全て同じ仕様書に基づく指名競争入札が行われております。その中で、最高入札額と落札額に1,500万円以上の差異があるのは、90を超える救助資機材の数の多さからも、各社個別での単価見積りの違いであったり、その他落札業者につきましては、企業努力があつての今回の落札金額ではないのかなと考えております。以上となります。

〔消防本部警防課長 中村幸男君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。確かに私たちの乗る乗用車も今、部品がなかなか手に入らないということで価格が高騰して、そして納入まで時間がかかるということで。本当に車の価格上がっていくのは仕方ないのかなというふうに思いますが、これもまた一つ、市民の生命・身体・財産を守るために必要な資機材、車両だと思いますので、どうぞ丁寧にゆっくり使って——大切に使用していただきたいと、長く——長もちするように、よろしく願いいたします。ちなみに救助車の稲妻マークというのがあって、私も全然知らなかったんですが、今朝ググって見たところ、電光石火の出場と電光石火の技の何とかというふうに書いてあって、そういう意味で稲妻マークだということなんですけど、もう一つググって見たら、その電光石火の出場と人間愛と——ツバメが元の巣に帰るということで、今ツバメのマークをつけているところもあるという話で、今朝勉強になりました。余談ですが以上です。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。それでは、議案48号、49号についてお伺いいたします。請負契約の締結なんですけども、このところ工事に関しましては、部材のすごい高騰また人件費も上がっております。恐らく設計した段階からかなりの日数がたっておると思います。2か月3か月違うとすごい値段が上がってるんですが、恐らくこれできるということで入札してるんでしょうけども、その辺の影響について、お伺いいたします。

〔19番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 染谷議員の御質疑に答弁させていただきます。今回の入札という形になっておりますけども、入札率としましては今回の契約が99.49%といった形になっております。また高井小につきましても、落札率、同様の数字という形になっておまして、仕様ができてからここまでの間という形なんですけども、こちらとしましては高い落札率ではありますけども、この中で範囲できちっとできるという形で認識しております。以上であります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） できるからもちろん入札してると思うんですが、取手というわけじゃないんですが、やはり業者さんにお聞きしますと、ここのところ本当部材上がっちゃって大変なんだと。しかも学校となると、ガードマンさんもすごい数を雇わなきゃいけないくて、本当に厳しい状況を、何とか入札不調にしたいから落としているんだというように言われております。今後、恐らくこれ以上、またまた上がっていくときがあるんでしょうけども、何らか対策が考えられるものでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） ただいまの御質問ですが、物価上昇に対応する今後の検討ということなんですけれども、今のところ具体的には国のほうからも特別指示が出てないところなんですけれども、市としましては、直近の単価を使うなど、あとは市場をよく注視しながら設計価格を積算していきたいと考えてます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 48 号から議案第 52 号までにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号から議案第 52 号までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 創和会、小堤 修でございます。私は、議案第 51 号及び第 52 号について賛成の立場から討論いたします。まず議案第 51 号、救助工作車の取得についてです。現在の車両は、第一線車両として運用開始から既に 24 年が経過し劣化が進んでいるとのことです。消防は、災害や事故が複雑多様化する中、素早く様々なニーズに応えなければなりません。さらに、地震などの大規模自然災害時には広域応援の対応も求められます。このような状況を踏まえ、緊急時における救助活動をもって、市民の生命・身体・財産を守るには、最新の資機材を搭載した最新の車両に更新する必要があり、最優先事項です。先ほどの質疑では、車両の安全性の向上や充実した資機材の装備などにより、苛酷な災害現状でも迅速・的確かつ安全で高度な救助活動を展開するに資するすぐれた車両であることが確認できました。よって、議案第 51 号に賛成するものです。

続きまして、議案第 52 号、消防団ポンプ自動車の取得についてです。今回更新する車両は第 7 分団のポンプ自動車であり、運用開始から既に 29 年が経過し劣化が見られるとのことです。更新するポンプ自動車は、火災をはじめ各種災害に対し地域防災を担う車両

であり、高効率かつ軽量で耐久性にすぐれた消防ポンプと安全で安定した操作が可能な車両とのことです。また、収納スペースをシャッターにすることで、積載品、器具類などの劣化防止及び盗難防止にも効果があります。複雑多様化する災害対応が求められる中、消防団の車両更新は、地域防災力の向上や、昼夜を分かたず活動する団員の疲労軽減、モチベーションの向上にもつながり、迅速・的確・安全な消防団活動が期待できます。市民の生命・身体・財産を守るため、最新鋭の消防団ポンプ自動車に更新することは必要不可欠です。よって、議案第 52 号に賛成するものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

入江洋一君。

[21 番 入江洋一君登壇]

○21 番（入江洋一君） おはようございます。みらい・維新・国民の会の入江洋一です。赤い目立つでしょ。

[笑う者あり]

○21 番（入江洋一君） 私のほうからは、議案第 48 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 3 期）請負契約の締結について、及び議案第 49 号、取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結についてを一括して、賛成の立場から討論させていただきます。まず、私の母校である白山小学校長寿命化改良工事（第 3 期）についてです。白山小学校の校舎は老朽化が進行しており、これまで安全面や教育環境の低下などは懸念されておりました。今年度、校舎の長寿命化改良工事を行うことで、建物の耐久性を高めるとともに、児童にとってよりよい教育環境の提供ができるものと考えております。次に、高井小学校校舎増築工事についてです。高井小学校の学区内であるゆめみ野地区では、これまで行ってきた移住定住推進施策の効果もあり、子育て世代を中心とした人口の増加が図られています。大変喜ばしいことではございますが、一方で児童数の増加などから、教室数の不足が懸念されており、先生方や P T A、保護者の皆さん、地域の方々からも心配される声をお聴きしておりました。今年度、増築工事を行うことにより、令和 7 年度以降の児童数の増加に対応する教室数の確保ができ、児童にとって、よりよい教育環境の提供ができるものと考えております。昨年度策定された、とりで未来創造プラン 2024 では、「未来をつくる世代を育むまちづくり」が基本方針として掲げられています。いずれの事業も、これからの未来をつくる児童生徒に安全安心な学校生活を提供するために必要な事業であると評価し、また工事期間中は、児童の安全面を第一に考え、学校周辺の安全対策をしっかりと取っていただきますことを願い、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

遠山智恵子さん。

[23 番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 入江議員に続きまして、私からも共産党を代表しまして、議案第 48 号、49 号、賛成討論をしたいと思っております。これまで私たち共産党市議団としましても、現場主義といいますか、各学校訪問させていただいたりということで、公共施設点検しながら回っております。そうした中で、まず 48 号の白山小学校、本当に先ほど入江

議員のほうからも言われましたように、複雑な——当時はそれがはやりだったようなのですけれども、複雑な校舎内を回って、特に私は給食室から——特に低学年の子が給食を運ぶときに、重たいバケツ——食材というか、そのときにこぼすことが多いんですよという話を聞いてました。今回、そこまで詳しくは議案の中には入っていなかったんで、学校現場のほうを尋ねました。そうしたところ、今度は屋根がついて改善されますということを確認させていただいたところです。また特別支援学級が、この図面からいうと⑧番になるんですけど、後ろの部屋で——校舎で、畳1畳分の細長い部屋があって、そこに窓があったかなかったかって思い出すくらい、そういう環境の中で支援学級が置かざるを得ないという、残念な声という現場の先生の説明を受けました。そこがまずどうなったのかということで、昨日確認をさせていただきましたらば、いやよくなるんですお陰様でということでしたので、これはもう議会のほうも全員賛成で通ると思いますよということ、みんな喜びますということ、私も返したところです、そこでまず。それで49号、ここでは以前、子どもクラブの学校内の施設が——子どもクラブあったわけなんですけども、あの部屋が実は学校側からすればもったいないんだ、教室として使えたらいいと思ってるというお話を伺ってまして、要望してきたわけなんですけれども、早々と子ども教室は——放課後子ども教室——子どもクラブは、校庭のほうに校舎から出すことができます。今回、児童数が増えるということで、増設——クラスの増設なんですけれども、それも学校現場の声、いち早く対応されるということで、私たちはこの2点特に賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。——討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第48号から議案第52号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第48号、取手市立白山小学校校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号、取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号、真空冷却機の取得について、原案のとおり決定することに、賛成の方は

賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議案第 51 号、救助工作車の取得について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議案第 52 号、消防団ポンプ自動車の取得について、原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

○議長（岩澤 信君） 日程第 7、議案第 53 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。お諮りいたします。議案第 53 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 53 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本案の本会議における質疑は通告制で行うこととなっております。本案に対しましては、質疑の通告がありませんでしたので、議案第 53 号に対する質疑は、これで打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 53 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。議案第 53 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。お諮りいたします。議案第 54 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 54 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

本会議における質疑は、6 月 10 日に行います。

○議長（岩澤 信君） 日程第 9、報告第 1 号から報告第 3 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、5 月 31 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。お諮りいたします。報告第 1 号から報告第 3 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、報告第 1 号から報告第 3 号までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、報告第 2 号、令和 5 年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越し計算書についてであります。その中で、3 点目、都市計画費、桑原地区整備推進事業について質疑を行うものです。説明の中で、都市計画決定手続において云々とあります。この遅れた理由、状況について詳細説明を求めたいと思います。

〔23 番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質疑にお答えをさせていただきます。この桑原地区の事故繰越しに係る内容でございますけれども、今現在、都市計画決定に向けて各関係機関と協議を進めているところでございまして、その中の一環に市街化区域への編入、これを進めるために、国の農林水産省のほうと、いわゆる農林協議ということで、この協議を進めているところでございます。この期間が、国との協議でございますので長期間を要しているところから、この部分につきましてはの内容の額につきまして、事故繰越しをさせていただいたという結果でございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 分かりました。そこで、この地域に関しては、まだ準備組合のままという認識でよろしいですか。正式なというか、組合になるという見込みというか、それは動きはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） ただいまの遠山議員の御質問に答弁いたします。桑原地区の本組合の見込みと——設立の見込みということでございますが、現在地権者の皆様に向けて、本組合設立に向けた合意形成の支援をしてるところでございます。令和5年度はかなりの回数、地区別の懇談会であったりとか意向別の懇談会を重ねておまして、皆様のほうの本組合設立に向けた熟度といいますか、合意形成の熟度というのは高まっているというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） これまでの報告などでも、100%には至ってないという——同意がねってということだったんですが、その辺の状況はどうなってますか。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。地権者の皆様の御意向の件だと思います。こちらにつきましては、土地利用意向調査であったりとか、先ほど申し上げました地区別の懇談会の中で、皆様のお考えなどをお伺いしております。そういった中で、桑原地区の事業化に向けては、皆様早く進めてほしいという意向をたくさん頂いておりますので、そちらの御意向をしっかりと受け止めた上で、本組合の設立に向けて合意形成のほうを支援していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） この事業は組合施行だということで、なかなか議会のほうでも詳細な説明はちょっときれにくいようなところと私も受け止めているんですけど。これだけの——これだけのというか、これまでの財政も市の一般会計からも相当繰り入れてはいるわけなんで、そこは委員会なり——常任委員会なり、詳細説明をしていただかないと困るなど、そのことは言っておきたいと思います。商業施設に当たる先のホームページから取手市が抜けてるといふ、市民の方から連絡頂いたり、実はちょっと声がかかったりしたものですから、また地域を回りますと、本当にどうなるのという期待と不安と——不満はないだろうけど、どうなのか分かりませんが、そこまでいろんな声が聴かれるので、その辺の今後の見通し、ちょっとこの機会に説明いただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今現在、これまでもそうなんですけれども、事業協力者の方々とは様々に、まちづくりの分野もそうですし、今後のスケジュールなどについても調整を行いながら進めてきております。そして、それはこれからは変わることなく、将来のまちづくりというものについて意見交換しながら、そしてまた企業者さん、事業協力者さんのいろんな構想もあります。そういうところを、未来的なまちづくりを進めていくということは一貫して行っているところでもございますので、今後も、できるだけ早期に新しいまち開きができるようなところを目指しまし

て、一体となって進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） これ最後なんですけど、交通渋滞が心配という声も当初から、議会の中からも声は上がってたかと思うんですが、その辺の何というか状況というか、手だてというか、取組なども進めているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。今回の開発を行いまして、一定の将来交通量の増加というのが見込まれます。これによる交通渋滞への不安ということだと思いますが、これにつきましては、例えばこの道路の管理者であったりとか、あとは交通関係を所管してる交通管理者——茨城県警様とも協議をいたしまして、道路改良などを行いまして、周辺の道路に交通負荷がなるべくかからないような方策というのを検討させてもらって、それを区画整理事業の中で実現していくということを考えております。以上です。

○23 番（遠山智恵子君） じゃあ、以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、報告第 4 号から報告第 6 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、5 月 31 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。報告第 4 号から報告第 6 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、報告第 4 号から報告第 6 号までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、報告第 6 号、農業公社決算報告書並びに予算事業計画についての点です。議会議員の皆さんも御承知のように、農業支援は議会の総意だと私自身も受け止めております。そうした中で、今本当に離農世帯というか、後継者の問題、また機械・機材が壊れたり古くなったりすると、もう買い換えることはできないと、そういったことから——また米の値段がとにかく安いと、こういったいろんな理由から、農業を断念するというか、ほかの方に、またあるいは業者さんに田んぼ——稲づくりを耕作をお願いするしかない、こういった状況が続いています。そういう中で、農業公社の役割というのは、ますます重要だなということで、議会のほうでも、去年は現地視察ということで議会でも行ったという経緯がありますように、大変重要な施設というふうに——事業だというふうに受け止めております。そういう意味で

は今回のこの中で、ライスセンターをはじめ希望される農家さん——農家の方が全て受け入れてもらっているのか、その辺の状況をまず報告、説明をお願いします。

[23 番 遠山智恵子君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、野口 昇君。

[まちづくり振興部長 野口 昇君登壇]

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 遠山議員の御質疑に答弁させていただきます。今、農業公社のほうに受注を受けて出すと全て作業——農業支援をしているかということなんですが。昨年の事業報告書を見ていただくと分かるように、今、米の乾燥調整で 83.82 ヘクタール、78 名の農業者の方の農業支援を行っております。受注を受けてお断りしたということはございません。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） まずはよかったと思いますけれども。あとライスセンターの施設設備、施設そのものもそうなんですけども、相当古くなってきているという、視察の際にもそういった説明もありました。丁寧に使ってるということなんですけど、その辺の見通しはどうでしょう。年次計画を立ててこれから改善——思い切った機材の改善というか、その辺取り組む必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。修繕についてはその都度もちろん行っているんですけども、必要な修繕については。今後の更新計画ということについては、今年度、農業関係会社のみならず、様々な業界からの提案を受けるサウディング調査、こちらを実施しようと今考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） ちょっと一步踏み込んだ説明が初めて聞けたかなという、思いました。分かりました。しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、請願第 1 号及び請願第 2 号を一括議題といたします。

ここで報告いたします。請願第 1 号については、本日までに 263 人の追加署名が提出され、代表者ほか 328 人となりました。また請願第 2 号については、本日までに 266 人の追加署名が提出され、代表者ほか 328 人となりましたので、ご承知願ひます。

請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

請願第 1 号及び請願第 2 号について、遠山智恵子さん。

[23 番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。まず最初は、請願第 1 号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願、市

民の会のほうから出されております。やはり市民の声を伝えるということでは、オンラインで傍聴されている方もいらっしゃるかなと思いますので、読み上げたいと思います。請願趣旨は、令和6年3月15日付市の広報は、取手駅西口駅前に図書館を核とした複合公共施設の整備を目指しますとの記事を大きく掲載しました。多くの市民はこれを見て初めて聞いた、びっくりしたと語っています。図書館の職員なども、図書館——取手図書館を廃止し駅前に移転するとの計画を、この記事で初めて知ったという方もいたようです。駅前のにぎわいの創出がコンセプトですが、図書館利用者の中でも比較的多くを占める高齢者や子どもたちを、交通量の激しい駅前行かせるのも気にかかります。市内の公民館は本来の社会教育事業も少なく、すっかり貸し館となり、生涯学習の市民のよりどころは図書館のみとなってしまいました。「生きることは学ぶこと、学ぶことは育つこと」——むのたけじさんの言葉です——といます。高齢社会だからこそ、今、図書館に自分の居場所を見いだしている多くの高齢者らがいることも御存じでしょうか。麻布市立図書館は、本館・分館をどこでも歩いて——調布市だ、失礼しました。調布市立図書館は、本館・分館をどこでも歩いて10分で利用できる、800メートルに1つ、人口2万人に1つ、小学校区2つに1つの図書館網をつくっています。駅前に大きな立派なものを1つつくればよいというものではないという、熱い図書館建設理念を感じさせます。図書館の基本的在り方をめぐり、図書館法やユネスコの公共図書館宣言2022があります。庁内横断的な組織である取手駅周辺再生本部が関係部署と協議をしながら整備方針を決定したとありますが、図書館を造るには時間をかけ、市民の声を十分聴き、図書館の最新の知見をも参考にして、将来を見据えたしっかりした図書館行政計画に基づいたものにしてほしいということですので。請願事項は、取手駅西口再開発事業に係る図書館等複合公共施設整備計画基本構想は、市民の声を十分反映し、将来を見据えたしっかりした図書館行政計画に基づいたものとするということことです。

続いて、請願代表者の方同じということで、市民の——取手駅前開発を考える会ということで市民団体から出されたものです。取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願です。請願趣旨。市が過去32年にもわたり進めてきた取手駅土地区画整理事業（以下、区画整理事業という）。これは、ようやく本年度内に完了するとの見込みに至ったという。しかし、この事業の検証を十分行うこともなく、これに連続してA街区再開発事業を進めようとしている。区画整理事業に最終的に約219億円もの巨額の事業費を投じることになり、市民の命と暮らしに係る切実な諸要求は、財源がないの一言で後回しにされてきたのではないかと。それにもかかわらず市は、再開発事業に再開発補助金や図書館等複合施設整備費を含め、70から80億円もの新たな公金を投入しようとしている。8名の地権者の土地利用のための再開発事業に、貴重な市の財源をこのように支出することは、果たして適切な市政運営と言えるだろうか。これが趣旨です。そして、請願事項は2点あります。1点目、取手駅北土地区画整理事業は速やかに完了（基盤整備工事と地権者の使用収益の開始）させること。2点目、A街区再開発事業は、再開発ビルへの公共施設整備計画の可否を含め、（イ）、市民の意思を——意見を十分聴取し、図書館協議会や教育委員会にきちんと諮るなど、必要な手続を踏み、（ロ）市の財政支援は適切なものとなるよう配慮する

など、事業計画を再検討すること。いずれも地方自治法第124条の規定により請願するものです。お分かりのように、再開発つくるなどか、これらの全て反対ということではなくて、市民参加の上で丁寧に慎重に進めてというようなことに受け取れるかなと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 17番、細谷でございます。請願1号・2号、同じく遠山議員が提案——提出——紹介議員でありますので、遠山議員に質疑をさせていただきたいと思っております。とりわけ請願2号のほうなんですけども、この開発——再開発の計画の評価に当たって、ほかの事業の比較として是非を問うてるような請願で、ここがかなり違和感を持ったところなんです。市民の命と暮らしに関わる切実なものとは比べて、駅前再開発事業の意義があるのかどうか。もっと命と暮らしのほうに力を注ぐべきではないかというふうにも聞こえるんですが、この再開発事業を評価するに当たって、他の事業と比較することについて、お聞きしたいと思っております。

〔17番 細谷典男君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 細谷議員の質疑に対して、私なりに答えていきたいと思っておりますが、あくまでも市民の皆さんから出された請願です。取手市の財政、税金——市民の皆さんが納めた税金の使い方、使われ方に対して、ちょっと疑義を感じたというところで、今、声を出さないとということで、こういった文章になったと聞き及んでおります。以上です。

〔23番 遠山智恵子君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） その声を出していただくことは大変結構なことだと思うんですけども、この事業を評価するに当たって、この再開発が取手の将来に資するのか、あるいは逆にマイナスになるのか問題があるのかと、こういうところで議論したほうが本質に迫れると思うんですよ。逆に言っちゃえば、命や暮らしを守ることが全部出来上がってなければ開発なんかには行けないよというふうにも取られかねないので、もう遠山さん、すごく影響力あるんで、こういう正しい方向、本質的な議論を求められるようにされたほうがいいかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） この請願が出来上がっ——市民の会のほうで請願が出来て署名を集めるということで、私聴かせていただいたんで、私の影響力はほとんどございませんで、むしろ請願の中身について、私のほうから逆に質問させてもらったり、勉強会に参

加させていただいたという経緯になっております。ですから、常任委員会のほうに付託されることとなりますけれども、委員会のほうでぜひ市民の方たちの声を聴いて、理解を深めていただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この議論はちょっと分けなくちゃいけないかもしれないと思うんですよ。つまり再開発というのは、地権者の皆さんが自分たちの土地を差し出して自分たちの責任で行うことなんで、これは市民の意見を聴くようなもんじゃないんですよ、自分たちの生活。ここに市が公共を入れるとか、共有——市民が使う共有部分があるということについては、これは市民の意見も十分組み込んでもらわなくちゃならないというふうに区分けしなくちゃいけないと思うんですけども。ここで公金を投入すると、先ほど言った命と暮らしのほうにお金を使うというのとの比較で言われているんですけども、この公金を投入するということについて、これはまずいということ言ってるんですか。公金投入について、これはいけないということなんですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） これまで区画整理は市施行でしたから、そういう意味では公金を……。

〔発言する者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 聞いてください。公金が支出されるということは、これはやむを得ないという市民の方、それは分かっているって話はされました。再開発ビルについても、地権者の皆さんがつくる分、ただ事務方はこれまで一緒にやってきたその市の事務方はしっかり一緒に事務の仕事はやるしかないという、そういうことは市民の方も理解されておりました。ただここに行政が入るといところで疑問の声はあったんですけども——私も聴いたんですけども、ただ図書館を入れるとか、その辺のことを市民の側からちょっと疑問があることだけを投げかけたというお話で、2本——2つの請願になったんだという、私は理解をしたところです。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ちょっと図書館の話は置きましょう、今回。図書館は購入するときに取手市が幾らで買うのかという話ですから、再開発の話とはまた別ですね。再開発のときに公金70億から80億円というこの見立てのほうは、これは図書館の分も入ってるのですか、それともそれは入ってないんですか。請願読んでますか、遠山さん。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 合併前からのこれ長年にわたる32年ですから、私は旧藤代町の議員だったということでは、なかなか理解し難いところもあったということで、この議場での議論、細谷議員もいろいろと提起されておりましたけれども、そういった話、あと執行部の説明を聞いた中での理解で、こういう形で私は別に間違っていないというふうに理解してますけれども。

〔発言する者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） あとは議会の——委員会の中で……

〔議場騒然〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）大いに質疑やってあげてください。より理解してもらってください。まるっきり反対の請願でありませんで昨日も言われておりますので。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） この請願で、市の財政支援は適切なものになるようにしなさいという請願なわけなんです。市の財政支援が適切なものになるということは、どういうことなんですか。どういう内容になるんですか、補助金の話です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 市民の方の感覚なので、生活道路であったり、そういったところ、おろそかになってほしくないという思いがひしひしと伝わってありました。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君、

○17 番（細谷典男君） この再開発に対して、市の財政支援は適切なものにすべきだという、これ内容ですよ。その前段では、70 億円、80 億円何かお金を投入してると。だから、これを適切なものではないというふうに判断された請願というふうに読み取ったんですけども。であるとすれば、適切な支援というのは何なのかということをお聞きしてます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） あくまでも市民団体の方が請願を出されておりますので、どうぞ委員会の中で、市民の方に直接お聞きいただければと思います。あと、この事業はあくまでも議会の中で大いに議論していく、決めていくものだということで伝えさせていただきました。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 遠山さんたちが、いろいろ開発の専門家を交えたシンポジウム開かれたのをお聞きしました。これ、もうかるのはディベロッパーだけだというようなお話もあったかと思えます。このとき、ここで支援する——市が財政支援する、そして公金を投入する。この部分は、ディベロッパーのほうに行くというふうにお考えなんですか。あるいは地権者のほうに——の最後のほうに入るといふふうにお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 請願者の皆さんに対してでなくて、私個人——私に対しての質疑ですか。

○17 番（細谷典男君） 紹介議員ですからね。

○23 番（遠山智恵子君） 紹介議員に。

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） 私は、あくまでも市民の皆さんの声を届けたいという思いで、紹介議員にさせていただいているんですけども。そもそも 80 億円というところは見込みですけども、市のほうだっで見込みで予算化されてるってことなんですけれども、ビルの中に行政施設——複合公共施設を入れるとなると、40 から 45 億円だろうということ

で説明を受けているかと思いますが、細谷議員も。あとはA街区再開発に対して補助金が出されるというところで、それも、いわゆる税金ですよ。公金ですよ。それが合わせて80億円で本当にこれでいいのか。この物価高騰の中で、市民の暮らしどうなんだろうということから、市民の皆さんが、ちょっと待ってよ、この辺はどうなの、慎重にやってくださいというところでの請願と聞いております。期間もない中でね。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この補助金、財政支援——この補助金は、補助要綱という規則に基づいて支出するんですよ。これで、こうすれば適切だということでもいいんですか。補助要綱に基づいて、補助金を投入すると。これは適切な支援ということで、よろしいんですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私がここで適切かどうかとは答弁できません。ただ、あくまでも執行部——市のほうでは、違法な支出はしてないと思ってますので、それだけはいけないと思ってますけれども。そうでないと思ってますよ。だから、妥当なんじゃないですか。ただ、それで市民からすれば、それでいいの、慎重にやってくださいというのが今回の声なんで、やるなということではないんですけどは言われました。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） あとこれは8名に使うと。20人いるうちの8名に使うというのは、その人たちだけのために公金投入することについて問題を指摘されてるんですけども、何人だったらいいんですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） あした、加増議員のほうが一般質問で詳細にわたって、やり取りされるはずなんで、そこで答えを見いだしてください。請願に対して。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これ遠山さん、1名でも20名でも同じなんです。その人に対して補助するわけじゃないですから、そこに建てる建物について、その建物で、その所有者と市民が共有するようなどころについて補助をするというのが考え方ですから、この8名とか、あるいは適切な支出とか、これはもう全くなじまないんですよ。市のほうは、その補助要綱に基づいて、パーセンテージ決められた中で補助するわけですから、ぜひミスリードするようなことはちょっと差し控えて、紹介議員の立場から影響力ある遠山さんですから、アドバイスしていただいたほうがいいんじゃないかというように思います。

最後の質問、最後になりますけど、これ再検討と言ってるんですけども、元があって再検討になるんですけども、その元——最初のもは何だというふうにお考えですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 市民の方、請願趣旨のところでもあったかと思うんですけども、広報とりでを見て、それを基にちょっと待てよということで、共産党のほうにも問合せがきたところです。元はそこです。市民の方にすれば。

○議長（岩澤 信君） 元の計画は何かですよ。再検討する以上は元があるわけでしょう。

○23 番（遠山智恵子君） 元というのは、市から示された広報とりでの中身だというふうに私は理解しましたよ。

○17 番（細谷典男君） 中身とか何とかじゃなく、何ですかと……

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○23 番（遠山智恵子君） じゃあ直接市民の方に聞いてください。

○議長（岩澤 信君） 指名の後に発言をお願いいたします。

細谷典男。

○17 番（細谷典男君） A街区を対象にした 30 階建てのビルという構想がありました。これが元だという理解でいいですか、それともどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私も 30 階建ての計画忘れてるくらいですから、あくまでも先ほど言ったように、市の広報とりでで示された……

○17 番（細谷典男君） いつの広報とりでなんですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん……

〔発言する者あり〕

○議長（岩澤 信君） 指名の後に発言をお願いいたします。

遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 広報とりでで示された中身を元と思って、今回の請願に至ったということで聞いてます。ちょっと広報とりで、こっちにあるけど、見てません。

○17 番（細谷典男君） いやだからたくさん見てますよ、広報とりでは。

○23 番（遠山智恵子君） 3 月 15 日号でした。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） それは 30 階建て、A 街区全体を対象とした再開発計画、これを再検討したものが、今言われた遠山さんの内容なんです。それを今現在、それをさらに再検討すると。これは資材の高騰や物価高で今までどおり行かなくなっちゃったから、再検討しますと。したがって都市計画決定に向けた手続もちょっと置いておいて、まずはその再検討の計画をつくり上げていきたいと思いますという状況なんです。今まさに再検討やってるんですよ。ですから、この請願で言われてる再検討は……

〔チャイム音〕

○17 番（細谷典男君） （続）何を意味するのかが全然食い違っちゃった。遠山さんその辺よく——一生懸命署名集めて皆さんくれたと思うんで、実のある議論になるようなアドバイスを、ベテラン議員ですからぜひお願いしておいて、私のほうの質疑はこの程度にしたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。紹介議員の遠山さんのほうにお聞きしたいと思います。請願第 1 号なんです、これずっと読みますと、取手駅西口再開発事業



たしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号については、請願文書表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（岩澤 信君） 日程第12、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣告して、質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第62条第1項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み1人60分以内です。また、1回目の質問は30分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議員にならせていただいてもうすぐ4か月、取手市の魅力、行事、そしてにぎわいのあるイベント等に参加したり、また市民の方々と交流を深めるなど多くさせていただき、本当に感謝、ありがとうございます。私は、中村市長を先頭に、議員の皆様方、執行部の皆様方をはじめとする市役所職員の皆様と協力し、市民の皆様方の意見を聴きながら、市長の掲げる、住み続けるほど好きになるまちづくりに尽力していきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 岡口議員、質問をこちらでお願いいたします。質問お願いいたします。

○3番（岡口すみえ君） それでは、一般質問をさせていただきます。場所を移動させていただきます。資料があるのであちらで――申し訳ありません、資料がありますので向この席で質問させていただきます。今回は今年度からスタートした、とりで未来創造プラン2024の6つの政策を基に質問させていただきます。最初に、政策3、未来を創る世代を育むまちづくり、政策力、未来を担う人材を育てる学校教育について質問させていただきます。1つ目は、郷土愛教育についてです。取手市を盛り上げていくための施策に、地域への誇りや郷土愛を育み、未来をつくる次世代教育の充実があります。取手市の未来を担う子どもたちへの郷土愛教育はとても重要だと考えております。取手市には歴史的にも環境的にもたくさん誇れるところがあります。私が小学校に勤めていたとき、町探検やビール工場見学、埋蔵文化センターの方の出前授業、本多作左衛門の生涯を子どもたちが演じるなど、様々な体験を通して郷土愛を高めてきました。学校においては、未来創造プラ

ン2024を受け、この郷土愛教育をどのように進めていくか、具体的に御説明お願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。取手市では本市教育目標に、郷土を愛し、学びを生かし、助け合う心を育てることを掲げるとともに、中村市長が就任時の所信表明において、地域への誇りや郷土愛を育み、未来をつくる次世代教育を展開していきたいと郷土愛についての思いを述べるなど、これまでも議員の御質問にある郷土を愛する子どもの育成を重視してきたところでございます。郷土を愛する心の醸成につきましても、何よりも子どもたちが、本市の魅力を知るとともに、住んでいてよかったと思えるような体験を積み重ねることによって、その魅力を誇りに高めていくことが大切であると考えております。各小中学校では、その具現化に向けて、社会科の校外学習や職場体験学習、キャリア教育、そして取手市独自の学びであるサステナブル学習やアートの学習などを通して、児童生徒が本市の魅力に触れ、体験学習を積み重ねているところでございます。今後もこうした特色ある教育を推進しながら、子どもたちがもっともっと我がまち取手を好きになる。そして、取手市に住んでいることを誇りに思える教育を展開していきたいと考えております。具体的な取組につきましては、この後、教育部長から説明申し上げます。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞男君。

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、岡口議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。郷土を愛する子どもたちを育成するための主な取組として、2つ御説明させていただきます。1つ目は、社会科における郷土に関する学習です。小学校3年生の社会科では、市で作成している副読本とりでを活用して、取手市の歴史や文化、産業、農業、市民の暮らしを守る取組などについて学習しております。近年では、デジタル版も刊行され、豊富な動画や画像を通して理解を深めることができっております。さらに、社会科見学では、地域の探検から始まり、小堀の渡し体験や市内工場見学、県南防災センター見学、副読本で学んだ内容を実際に見たり、体験したりして学びを深めております。また4年生では、県で作成している副読本を活用し、3年生で学習した取手市の特色と他市町村との特色を比較しながら、郷土を大切する思いを学んでおります。2つ目は、取手市独自の学びであるサステナブル学習とアートの学習です。探究的な学びや表現活動などを通して、取手の魅力について実感を伴った理解を積み重ねているところです。サステナブル学習は、取手市が令和2年8月3日に県内で初となる気候非常事態宣言を表明し実施している取手市独自の学習プロジェクトです。子どもたちは地球温暖化問題を自分事と捉え、大学教授や大学生・企業の方々の力を借りながら、自分で課題を発見し、予想したり調べたりし実際に行動し、まとめアウトプットするという探究的な学びを通して、市民とともに地球温

暖化対策に取り組む決意を推進する取手市ならではの学習でございます。また、アートの学習は、アートのある町、取手ならではの学習で、東京藝術大学や取手アートプロジェクトと連携して、たいけん美じゅつ場VIVA（ビバ）での体験型鑑賞プログラムを体験したり、藝大の教員や学生が実際に小学校に訪問して、子どもたちがアート作品を制作する際に、直接アドバイスを伝えてもらったりする学習を行っております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。歴史や自然、アートなど、探求的な学びや表現活動の体験を通して、取手市ならではの学習を進めてくださっていること、御説明から伝わってきました。サステナブル教育についてですが、私も植樹祭に参加させていただきました。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 左が現石塚教育長さん、真ん中が児童代表、右が中村市長の写真です。この授業は持続可能な社会の実現を体験から学べる素晴らしいものでした。またアートの町取手市ですので、東京藝術大と連携しながら、さらに郷土愛の育成をお願いしたいと思います。では、中学校についてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長 丸山 信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。中学校におきましては、地域での職場体験学習、キャリア教育などを通して、取手市の魅力に多く触れながら、体験活動を中心に行っております。本市には世界に誇る大企業が複数あり、また、地域に密着した企業や会社も数多くあります。そんな中で、実際に職業体験をしたり、企業や会社の方からの話を伺ったりすることは、本市の魅力を知り、取手市のよさを実感する絶好の機会だと考えております。また県の事業である、いばらきっ子郷土検定という、茨城県について学んだことをクイズ形式で競う大会に、中学校2年生全員が参加しております。市で大会を行いまして、代表校が県大会に出場しているというふうになっております。特に市の大会では、全50問のうち半分を――半分の25問を、市に関する問題、これを出題されております。この検定に取り組むことで、取手市の魅力を知り、郷土を愛する態度を育むという目標の下、全ての中学校で取り組んでいるところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。職場体験学習やキャリア教育を通して、現在の中学生がずっと取手に住み続けたい、住み続けるほど好きになるよう御指導をお願いしたいと思います。また、郷土史検定の学習は、取手を誇りに思えることにつながると考えています。茨城県で1位になるくらい一生懸命取り組んでいただき、取手市の魅力発信につながるよう、お願いいたします。以上です。郷土教育の一層の充実をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 質問を続けてください。

○3番（岡口すみえ君） 質問は以上です。

○議長（岩澤 信君） 2番目の不登校のほう……。

○3番（岡口すみえ君） 次の質問に移ります。不登校児童生徒のための施設について、お伺いいたします。前は、校内サポートルームの設置について提案させていただきました。今回は学校施設について、お伺いいたします。令和5年9月6日、こども家庭庁成育環境課がNPOと連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業を始めました。現在、取手——現在旧戸頭西小学校が適応指導教室になっておりますが、児童生徒の皆さんの御様子いかがでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。不登校児童生徒のための学校外施設としては、旧戸頭西小学校跡地の教育総合支援センター内に、適応指導教室ひまわりがございます。ひまわりは取手市内の公立小中学校に在籍している児童生徒、また取手市内に在住していて、国公立の小学校中学校に在籍している児童生徒も通うことができる施設となっております。ひまわりに通う児童生徒につきましては、市内全域から通っており、児童生徒の中には藤代地区から通っている方も含まれている状況となっております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 親の送迎もあるということなんですけれども、取手駅付近への設置などはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。ひまわりへの通級については、小学生については安全面を最優先とし、距離に関係なく保護者による送迎をお願いしている状況となっております。中学生におきましては、御家庭で検討した上で、自転車で通うことを希望された場合には、学校とも協議した上で自転車で通っている状況もございます。また、ひまわりは、常総線戸頭駅から徒歩10分ほどという決して不便ではない立地にあるため、電車を利用し通室している生徒もいます。近年の状況で見ますと、各家庭で検討された中で、保護者などによる送迎を選択されている方が多いというのが現状です。利用者の利便性を考慮し、駅周辺に不登校対応のための施設を設置している市町村があることについては存じております。市内全域からの通室に係る利便性も考慮しながら、今後、他市町村の先事例を参考にし、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。次の質問項目にもかぶるんですけども、図書館の一部に不登校児童生徒の居場所となるようなスペースを設けるとか、民間のフリースクールへの補助を充実させるなど、児童生徒一人一人に寄り添いながら、引き続き温かい支援をお願いいたします。ありがとうございました。

次に、みらい創造プラン政策1、快適で住みやすい都市の実現、政策2、魅力の創造と発信について、訪れたく住み続けたくなる都市にするために、図書館を取手駅西口付近に設置という計画が進み始めました。こちらを御覧ください。創和会において、先月、大阪の寝屋川市の図書館を視察してまいりました。百聞は一見にしかずでございました。図書

館は寝屋川市駅前ビル4階にあります。エントランス、書棚、閲覧スペース、カフェなど、全てが洗練されとても落ち着いた雰囲気、ずっとそこにいたい図書館でした。まさにサードプレイスそのものでした。昨年度2月に複合公共施設整備事業が公表され、これから基本計画や内装基本設計などの公表に向けて準備を進めているところと存じます。そこで計画する際には、ぜひとも中・高・大学生など、若い世代をはじめとした幅広い市民の意見の反映をお願いしたいところです。視察した寝屋川市では、市民の要望から出た学習室があるといいな、おしゃれなカフェがあるといいなという、若い世代の声を聴いてその場所を設置した結果、中高生や若い世代がたくさん訪れているということを知っています。取手市の魅力の一つとなるよう、そして駅前のにぎわいを生み出すための図書館となるためにも、市民の皆様の御意見や御要望を伺ってほしいと思っております。市民の意見の反映について、御説明をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔区画整理課副参事 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。取手駅西口A街区におきましては、既存の取手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能と市民の皆さんが交流・活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備する方針としたことにつきまして、3月議会におきまして説明をさせていただいたところでございます。現在の複合公共施設整備に関する進捗状況といたしましては、整備方針を肉付けする基本構想の策定作業を進めているところでございます。今後、複合公共施設の検討作業が進捗し、基本構想案がまとまりましたら、パブリックコメントを実施する予定でございまして、また次の段階である基本計画を作成していくプロセスにおきましては、市民の皆さんの御意見を幅広く伺う機会を設けさせていただきたいと考えております。複合公共施設の利用者のターゲット層といたしましては、公共交通利用など様々な目的を持って取手駅や取手駅周辺地区を訪れる方に加えて、取手駅周辺地区を訪れる機会が少なかった方で、複合公共施設利用を目的に訪れる新規の利用者の方々など、幅広く設定しておりますけれども、とりわけ学生を中心とした若い世代に多く利用していただきたいと考えており、多くの若い世代の方々が取手駅周辺地区に滞在することによって、駅前に活気が生まれ、まちの活力向上やイメージ向上などにつながっていくものと考えております。そのためには、若い世代にとって魅力があり、使い勝手がよく何回もリピートして使いたいと感じていただける施設を整備していくことが重要であり、こうした施設をするためには、基本計画の策定プロセスにおいて、若い世代の意見を聴取し、反映していくことが重要であると考えております。今後、他事例なども調査研究をしながら、検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。図書館は若い世代を取り込む重要なポイントとなりますので、市民の声を生かして、取手駅周辺を拠点としたにぎわいのある町にしてほしいと思っております。よろしくをお願いいたします。未来創造プラン政策5、安全安心

な生活が送れるまちづくり、政策6、未来を担う人材を育てる学校教育、防犯防災についてです。まず、児童の安全確保についてですが、スクールガードの皆様方や保護者の方々が、ボランティアで登校時や下校時において見守りをしてくださっております。本当に感謝申し上げます。そして下校時にあわせ、児童生徒の安全確保についての放送が流れています。児童生徒の安全確保に関わる市内放送の現状を、まず御説明お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、岡口議員の質問に答弁させていただきます。近年、登下校中の児童生徒が被害に遭う交通事故や、不審者等による犯罪に巻き込まれる事件、事故が全国で発生しております。取手市内におきましても、不審者情報が寄せ——寄せられるなど、子どもたちが安心して下校できるよう、教育委員会からの依頼に基づき、防災行政無線による下校時の見守り、呼びかけ放送を学期間中の午後2時30分に、地域の皆様に子どもたちの見回り御協力をお願い放送を実施しているところです。本市における防災行政無線については、より確実な避難情報の伝達を図ることを目的に、令和2年度から防災ラジオの導入にあわせ、より聞きやすいデジタル音声による放送を採用し、280メガヘルツ帯、周波数を用いたシステムに変更いたしました。このデジタル放送のシステムは、基本的に配信局である市役所等でパソコン等に文字入力を行い、142あります防災無線の各子局や防災ラジオ等の受信機において受信した文字情報を音声に合成する方式をとっているという現状でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 音声に合成する方式となっているようですけれども、この間視察した大阪の泉佐野市、また近隣では龍ヶ崎市や牛久市も子どもの声での放送となっております。今の現状から、児童の声による呼びかけは可能でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答え申し上げます。児童の声による呼びかけ放送につきましては、通常の配信システムでは対応できないことから、あらかじめ録音したSDカードを各子局に挿入することで対応は可能でございますが、子局全てにSDカード挿入作業が必要であり、特に浸水想定区域内にある子局の受信装置は高所に設置してあることから、高所作業車を使用しての作業が生じることで、作業に伴う経費が必要となります。また、より聞き取りやすいデジタル音声に変更したものを、アナログな録音に変えた場合の音達エリアの確認も必要になってくると思います。今申し上げた点からも、現システムで実施することはクリアすべき点多いと——多い状況にあると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。防災ラジオ等の関係もあるようですが、地域の皆様から子どもの声での放送をお願いしたいという声も聴いております。前向きに検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。お願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） いよいよ梅雨のシーズンになってきました。一昨日は、建設課と安全安心対策課の職員の方々が、市長の指示により、降雨による双葉地区の市内の冠水や浸水はないか、見守りをしたと聞いています。1年前、双葉地区が浸水し、多くの方々が大変な思いをされました。そこで、いつ起きるか分からない災害リスクへの備えとして、防災意識を高めることが大変重要であると考えております。取手市においても、国の災害対策基本法に基づいて、地域防災力の強化事業に取り組んでいると思います。取手市は利根川、小貝川をはじめ、相野谷川、西浦川など多くの川が流れ、各地区の浸水が心配されています。地域防災は今やとても重要です。いざという時のために、自治防災会の方々も尽力されていらっしゃると思いますが、市としては、マイタイムライン作成なども進めていると伺っています。市民の方からも、マイタイムラインについて私に問合せもありました。まず学校に対して、どのように取組をされているか御説明をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。マイタイムラインは市民一人一人の防災行動計画であり、台風等の接近による大雨などによって自分自身が取ら標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものであり、学齢期から理解を深めるために、学校からの要請により、出前講座を実施しているところがございます。各小学校でのマイタイムラインに関する出前講座の実施状況でございますが、令和5年度において、安全安心対策課が実施した学校は、取手小学校、藤代南中学校の2校でございます。また、国土交通省下館河川事務所と安全安心対策課職員による合同での出前講座を久賀小学校においても実施した経過がございます。取手市は、浸水想定区域の割合が市域全体の約62.5%を占めており、市内の小中学校22校のうち11校が浸水想定区域内に位置している状況ではございますが、マイタイムラインに関する出前講座実施校は3校となっている状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。学校においては、タブレットを活用して防災教育をすることがカリキュラムに含まれています。私は、先生方だけの指導よりも、行政の支援による体験的な防災教育が重要だと考えております。マイタイムラインなどを含めた防災教育を、安全安心対策課が積極的に学校や地域にアピールしていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。今後の課題も含めて、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。各学校におけるマイタイムラインの普及への取組でございますが、令和3年に市内小学校の5年生児童を対象に、児童生徒に配布されているタブレット端末を使用したウェブ版のマイタイムライン作成システムを活用した授業を各小学校長へ依頼してございます。また、当課で実施しております出前講座については、これまでは学校からの依頼により実施してまいりましたが、今後、ウェブ版のシステムの活用と合わせ、マイタイムラインの重要性を校長会等を通じて啓発できるよう

働きかけを実施してまいりたいと考えております。さらに、各家庭におけるマイタイムラインの普及についても、昨年度より水害時避難想定訓練に併せて、家庭内での図上訓練に活用していただけるよう、我が家のマイタイムラインを広報とりでにおいて掲載してございます。この訓練では、防災無線と防災ラジオを通じて訓練放送を流し、各家庭の事情に応じて、警戒レベルに応じた避難タイミングや行動を確認してもらうためのものがございます。今後も広報紙へ継続して掲載し、マイタイムラインの普及と啓発に努め、水害時における人的被害のない、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。学校における防災教育については、教育委員会と連携して普及していただき、いつ起きるか分からない災害リスクへの備えとして、地域ぐるみで防災意識の高揚をお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次に、未来創造プラン5、大切な日常が守られる環境、施設設備についてです。旧戸頭西小の体育館の屋根がひどい状態で、雨漏りどころか土砂降りになると聞いています。体育館は適応指導教室に通う生徒や多くのクラブ団体が利用していると聞いています。市では把握していたでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞男君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。旧戸頭西小学校の体育館は昭和51年に建築され、建築後50年近くが経過しており、平成22年に耐震補強工事を実施しているものの、これまで大規模改造工事などは実施してないことから、施設の老朽化が目立つ状況でございます。議員ご指摘の雨漏りにつきましても、教育委員会としても把握しており、必要に応じて、屋根の状況を確認し、雨樋の清掃や補修を行うことで、雨漏りへの対応を行ってまいりました。去る5月16日も、教育総務課の職員が屋根に上がり、雨樋の清掃や防水材による補修を行ったところでございます。これにより、体育館の雨漏りについては改善が図られたものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 早急な対応に感謝いたします。市長がこどもまんなか宣言をした次の日、5月16日、屋根の修繕を完了したとのこと、まさに市長の大事な施策の一つ、こどもまんなか社会の実現だと思えます。今後、市ではどのように対応していかれるでしょうか、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

〔教育次長 斉藤理昭君答弁席に着席〕

○教育次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。旧戸頭西小学校には、現在、校舎の一部を利用しまして、教育総合支援センターであったり、げんきサロン戸頭西が運営されているとともに、体育館であったりグラウンドについては教育総合支援センターで利用のほか、市の学校体育施設用の施設の開放事業で、体育団体の方々に利用して

いただいている状況でございます。いずれも暫定的な利用となっております、旧戸頭西小学校の今後の利活用の方針につきましては、現在定まっていないというのが今、現状でございます。そういった状況の中、旧戸頭西小学校の体育館の屋根改修に多額の費用がかかることは、費用対効果の面からも非常に厳しいなというふうに考えております。実は私、昨日、旧戸頭西小学校の体育館のほうに、ちょっと確認をしに行きました。ここ最近、ゲリラ雷雨ということで、かなり雨が降ってたかと思うんですが、昨日確認したところ、雨漏りのほうは改善されておりました。したがって、今後も適宜、必要に応じた維持補修を行って——行いながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 床や窓などについても傷みが進んでいるようです。今後も即対応していただけるよう、よろしく願いいたします。

次の質問に行かせていただきます。未来創造プラン政策1、快適で住みやすい都市の実現、重点施策2、快適な生活を支える都市機能の充実、道路、施設設備の修繕箇所についてです。市において、道路など日常生活に直結する公共インフラ整備の維持管理について、情報把握の方法について、御説明をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。取手市では現在、総延長約1,000キロメートルの市道を維持管理しておりますが、維持管理に当たりましては、様々な方法により破損箇所の情報を捕捉しつつ、通行上の危険度や交通量などを勘案し、優先度の高いものから順次、補修作業を実施しております。補修作業に当たりましては、市の現業土木作業員が直営で行う場合と、比較的規模の大きい補修は市内の建設業者に発注するなど、破損状況に応じて経済性や難易度などを考慮し、柔軟に対応しております。御質問の道路や施設設備の修繕箇所の情報把握の方法でございますが、これには様々な手法がございます。まず、市道管理者である管理課では、現業の土木作業員による道路パトロールを定期的を実施しております。また市職員に対しては、庁内情報システムを活用することで、通勤時や公務の際に発見した道路の不具合箇所を報告してもらうように周知しております。さらに、日頃から市民の皆様からも、窓口や電話等で不具合箇所の情報が寄せられており、昨年度は744件の情報を頂いております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 市民からの情報やそれ以外の情報把握の方法について、もう少し詳しくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。まず、市民の皆様や自治会、町内会、さらには市政協力員の皆様からの情報提供が一番多くなっておりますが、管理課窓口へ来庁される方、電話やメール、市長への手紙など、様々な方法で情

報を頂いております。また、道路利用者の情報として、各小中学校から教育委員会が吸い上げた対策箇所などを、毎年開催します通学路交通安全対策推進会議にて情報を頂いております。さらには外部機関との協力体制についてですが、取手市は郵便局、生活協同組合と見守り活動による協定書を締結しております。協定書の内容については、道路の損傷等を取手市に情報提供を頂くこととなっております。また、国道管理者や県道管理者とも連携し、お互いに道路の情報共有などを図っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 道路の陥没など、市民が気軽に通報できるアプリケーションとかはあるでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。いわゆる今、岡口議員のほうから御質問ありましたスマートフォンのアプリを活用いたしました、いわゆる道路損傷通報システム、こういったものがあるのかと思うんですけども。こういったアプリを活用するメリットといたしましては、市民の皆様は道路の損傷情報を簡単な操作で投稿していただけること、それと道路管理者の立場といたしましては、現場の写真を添付していただけること、こういったことで正確に情報共有ができることと思っております。一方でこういったシステムにつきましては、これまでの一般質問におきましても、導入に当たっては費用対効果等を含めた検証が必要であることをお答えさせていただきました。こうした中このたび国土交通省では、24時間受付の道路緊急ダイヤル、シャープ9910に加えまして、無料通信アプリLINEによる通報内容をほぼリアルタイムで各自治体に共有できるシステムの運用が開始されました。このシステムは国道だけではなく県道や市町村の道路も対象となりますので、茨城県を窓口にご各自治体と運用に向けた準備を進めてきておりました。こちらは取手市の費用負担もなく、維持管理する側にとっては、情報共有の迅速さ、より正確に場所を把握できるという利点がございまして、また通報する方にとっても、使い慣れたアプリでありますので、利用のハードルが比較的低いツールであるかと思っております。市といたしましても、まずはこのLINEを活用した国土交通省のシステムを、窓口と電話、電子メールにあわせまして、情報把握のツールとして運用していきたいと考えております。また、ホームページなども活用いたしまして、市民の皆様にも広く認識していただくことも併せて行ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。東京都葛飾区や大阪の寝屋川市においては、マイシティレポートなどのアプリを使って、道路などの修繕箇所の報告をしているようです。取手市でも、今後、アプリを導入してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。冒頭に建設部長のほうから御報告させていただきました744件という情報提供のうち、現在は、窓口や電話での割合が9割を超えている状況となっております。今後、国土交通省のLINE通信アプリのほうの通信メール、

こちらのほうがどれぐらい利用があるかというのを注視していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。安全で安心して生活できるよう、よろしく願いいたします。

それでは4つ目、未来創造プラン政策4、健康づくり推進について。こちらは、おととい——戸頭西小学校で——旧戸頭西小学校で行われた取手市の地域包括支援センターの一つの取組です。小中学生対象の認知症サポーター講座です。こちらは静岡県のある市の取組の一つです。高齢者の方々が元気で長生きすることは、取手市の町全体も元気で活力に満ちたものとなると考えます。高齢者の方々が地域で元気に暮らせる社会を実現するためにも、特に健康寿命を延ばすための取組は重要であると考えます。身体はもとより心の健康を維持していくためには、社会的なつながりや生きがいを持って暮らしているかということが大切です。介護状態にならないためのフレイル予防の取組について、市の施策を伺います。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。市では、健康寿命を延ばすフレイル予防の取組といたしまして、楽しみながら無理なくできる体力づくりや高齢者の生きがいづくり、またフレイルの知識を深めていただくため、2月1日フレイルの日にイベントを開催するなど、介護予防施策に取り組んでおります。御存じのように、フレイルとは、高齢者の健康な状態と介護を必要とする状態の間の虚弱状態を指します。フレイル対策や介護予防の取組では、主に社会参加、運動、栄養、口腔ケアが大きな柱となっております。このような中で、具体的な取組といたしましては、市内には現在シルバーリハビリ体操という体操を行う指導士の方が113名、チューブ体操という体操を行う指導者の方々64名、それぞれボランティアで、指導者として各公民館や集会場など地域の中で、フレイルの予防、介護予防のための運動教室、を実施していただいております。参加者は年間で延べ2万人を超えるような状況でございます。指導者の中には年間で200日を超える指導をいただいている方もいらっしゃいます。今後、4年後には団塊の世代が80歳を超えていく中、社会参加が十分にできる環境を整えば、体を動かす機会が増え、そして外出の機会が増えるということで人との交流も増えていくと、このように考えております。そういった状況があれば、身体機能の維持向上につながり、結果として介護予防、フレイルの予防にもつながっていくと考えております。我々市といたしましては、高齢者ご自身が積極的に予防や改善に取り組んでいただき、老いへの坂道が緩やかになるようなお手伝いをできるように、今後も地域のボランティアの方々と連携しながら、フレイル予防、健康づくりの推進に努めていきたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 様々なフレイル予防対策、ありがとうございます。では、このフレイル予防の周知は、どのようになさっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。健康づくりの各種事業、フレイル予防の周知につきましては、広報紙やホームページ、また月・木・SAYの掲載、そして市内の公民館にチラシを配架するなどして、広く市民の皆さんにお知らせできるような実施しております。また今年度の取組としましては、市と連携協定を締結する生命保険会社と連携しまして、保険会社のセールスレディの方が営業活動をする際に、市の情報をお知らせしていただくとり健康メールというものを実施する予定であります。保健センター、国保年金課、健康づくり推進課の3課共同で作成いたしました、フレイルってなあに、フレイルを予防するための生活習慣と題しまして、チラシを配布していただくことになっております。今後も新たな周知方法を取り入れながら、広くフレイル予防の事業や知識を深めていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今のお話の中、今年度から生命保険会社と連携して進めるようになったというふうなことです。さらに周知の拡大をお願いしたいと思っております。そしてまた先ほど紹介した静岡県のある市の100歳私塾のような取組をしていくために、自治体単位で実施できるような協力体制づくりをお願いしたいと思っております。最後に、鍼灸についてです。取手市は現在、この鍼灸に対する補助金は出ておりません。以前は出ていたと伺っております。また、そういう声を聞いております。復活することに関してはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。鍼灸の補助金の復活をという御質問です。まず、現在の状況について御説明させていただきます。当市においては、昭和61年度に、取手市鍼灸マッサージ施術費助成要綱を定めまして、高齢者及び身体障害者に対する鍼灸マッサージ施術に係る費用の助成を行ってまいりました。この助成制度は、対象者の健康保持と心身の安定を図り、福祉の増進に資することを目的とし、平成21年6月まで行われており、令和6年度現在は、要綱も廃止されている状況です。廃止に至った経緯としましては、平成20年度の事務事業評価などを得まして、当時の70歳以上人口、約1万5,000人に占める制度利用者の割合が6%ほどであったこと。また、鍼灸あんまマッサージについては、対象となる疾病があり、かつ医師の同意があるなど、一定条件を満たせば健康保険の療養費の対象となること。また、近隣自治体での同様事業の実施状況などを参考にしながら、廃止の判断になったことを確認しております。復活についてはということでの御質問ですが、現在、高齢者福祉事業につきましては、増加する後期高齢者や独居高齢者に対応するため、緊急通報システム設置などの日常生活の見守り事業、移動に制約がある福祉輸送運送や、タクシーを利用する際の料金

の助成といった高齢者移動支援、また先ほども健康増進部のほうで御答弁させていただいたとおり、フレイル予防・介護予防といった事業の重要性が高まっており、これらを必要とする高齢者全体の人数も増えております。今後も、これらの事業を中心に展開してまいりたいと考えております。以上の理由から、再度、鍼灸マッサージの施術についての助成事業を実施する――復活する予定は現在のところございません。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 難しいというふうなことなんですけれどもでは、これに代わる対策等ありましたらお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。先ほど福祉部長からの答弁で申し上げますとおり、はり、きゅうマッサージに関しましては、医療保険の対象となる部分もございまして。どうしても医療の施術が必要な方に関しましては、そちらのほうの方策を使っていたのがお一つかと思っております。また申し上げますとおり、こちらの鍼灸マッサージに関しましては、高齢者の方また障がい者の方のリフレッシュ目的という一面もございました。そういった事業に関しましては、これから高齢者が増えていく中で、どこまで施策として行っていくか、そういったものも財政状況等を鑑みながら、企画立案をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。高齢者福祉が充実するよう、様々な方策で高齢者の方々がリフレッシュしたり、くつろげる施策をお願いしたいと思っております。以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で岡口すみえさんの質問を終わります。13時30分まで休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

次に、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。では早速、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。1つ目、本市の金融教育について。人は生活していく上で、お金とは切っても切れない関係にあります。したがって、金融教育は時代や社会のいかんにかかわらず、生きていく上で必要となる基本的な教育です。金融教育といいますと、一般にお金についての教育のことを指しますが、単にお金や金融商品を対象としているわけではありません。お金を通じて社会や経済、将来の働き方など、社会で生活するために必要な知識や判断力を身につけるための教育が金融教育です。昨今、グローバル化に加え、現金を触らずとも物が買える電子マネーが復旧する中、子どもの頃からお金の使い方や価値を知り、お金を通して社会や経済に興味を持つことは、自立する力を育てることにつながります。そして今年の4月、企業や学校での金融教育の強化を担う金融経済教育推進機構

が発足し、今後本格的に活動を始めます。いよいよ国家戦略として、日本人のお金の教育に取り組み出したと感じておりますが、本市としての金融教育の見解について、お伺いします。

〔1番 長塚美雪君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 長塚議員の御質問に答弁いたします。現在は、新型ニーサの登場やイデコなど、国を挙げての空前の投資ブームといえる中、金融に対して国民の興味関心が高まっている状況であると認識しております。このような投資ブームの中で、日本経済の成長という視点においても、金融教育は重要な役割を果たしており、今後より一層、子どもたちへの教育が求められるものだと考えております。学校における金融教育につきましては、2022年4月の高等学校の学習指導要領改訂により、高等学校で金融教育が必修の学習と位置づけられました。小中学校の学習指導要領では、金融教育という言葉は使われていませんが、お金や金融について様々な場面で学習はしており、主に消費者教育として扱われているところです。小学校においては、計画的なものの購入や金銭の有効な使い方について学び、中学校では、消費行動が社会に与える影響について学習しています。消費者公教育は、これら小中学校での学習を通して、高等学校の金融教育につながる教育であり、金融や経済に関する正しい知識や判断力、金融リテラシーの基礎となり、将来の自分の暮らしを豊かにするものだと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 教育委員会としても、金融教育を重要視されていることは分かりました。それを踏まえて、2つ目の質問になります。令和4年第1回定例会、小堤議員の一般質問にて、成人年齢が18歳に引き下がることによる学校教育の取組の質問に、当時の教育部長が、年齢の引下げにより、主権者教育と消費者教育につきましては、早い段階から取り組む必要があると認識していると答弁されております。2年たっておりますが、現状と今後の方向性についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞男君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。小中学校の学習指導要領では、消費者に関する教育と扱っております。持続可能な社会の構築に向けて、身近な消費生活や環境を考え、社会科や家庭科を中心に取り組んでいるところでございます。具体的には、小学校家庭科では、物と金銭の使い方と買物という学習において、買物の仕組みや消費者の役割等について学んでおります。子どもたちの実際の買物経験を基に、売買契約の成立について考えたり、購入したりする物の必要性について調べたり、またその使い方について、友達と話し合ったりする活動を取り入れて、児童一人一人が自分事と問題を捉え、主体的に解決していくよう学習を推進しております。また、冬休み前に学習することで、お年玉の使い方について考え、学習したことが、生活に結びつく学びにして

おります。さらに、小学校社会科の金融や経済の仕組みを学ぶ分野では、国の予算づくりや税金についても学習しております。一方、中学校の社会科では、国民的分野において—公民的分野において、市場の働きと経済の学習において、対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目しまして、身近な消費生活を中心に、経済活動の意義について理解したり、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解することで、経済の基礎を学んでおります。また家庭科では、消費生活と環境という学習において、自分の消費生活を振り返って見直す活動を行ったり、消費者の権利と責任について学んだりしているところでございます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 学習指導要領の中では、恐らく小学校5年生からお金の教育が始まるのは認識しております。私はもっと早い段階、低学年からお金についての知る機会を設けるべきだと思います。理由は3つあります。資料をお願いします。〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） まず1点目、キャッシュレス化の加速。経済産業省はキャッシュレス化比率を、2025年までに4割程度にするという政府の目標の達成に向けて推進に取り組んでおります。2023年のキャッシュレス化比率は39.3%、4割程度を2年前倒しで目標達成です。さらには来月から20年ぶりに変わるものがあります。新紙幣が始まります。機械の対応ができないお店等はキャッシュレスに切り替わると予想される中、キャッシュレス化がさらに加速すると考えられます。ますます実物のお金を目にする機会が減り、お金に対する感覚を得ることが難しい時代になります。次に2点目、お金に対する価値観の変化。ここにいる昭和世代と令和を生きる子どもたちの—では、お金に対する価値観が全く違います。昭和から平成にかけては、形があるものに価値があると考えられていました。平成の後半から令和にかけては、形のないもの—オンラインゲームだったりサブスクなどに価値があると考えられています。車も洋服もバッグも、何でもサブスクの時代です。理由の3点目、スマホ所持率の低年齢化とオンラインゲームの広がり。まず、スマホの所持率については、こども家庭庁によると、10歳—だいたい小学校4年生くらいになると、65.2%の子が自分専用の携帯を持っています。それと関連するのが、子どもたちの課金トラブルやお金にまつわるネットトラブルです。これは国民生活センターに寄せられた事例です。どちらも小学生なんですが、左の小学生の女の子は、スマホのネットショッピングをお金が手元になくても買える、後払い決済でたくさん買物をしてしまった事例。右の小学生は、オンラインゲームに課金して7万円の請求が来た事例。課金方法や購入方法はどこで知るのが、今の子どもたちは動画で検索してそのやり方を知るそうです。様々なトラブルから子どもの身を守るためにも、早い段階から取り組む必要があると考えます。子どもたちの中には、銀行に行けばお金がもらえる、ネットで買えばお金を払わなくていいと思っている子も少なくありません。これは金融広報委員会から出ている、学校における金融教育の年齢層別目標です。ここにも記載がありますが、低学年から目標が設定されています。難しい話はする必要は全くなく、お金の大切さを知るだけでも様々な抑

止力につながるのではないのでしょうか。ただ、金融教育のハードルとしていわれるのが先生の負担です。知識を持ち合わせていないから自信がないと懸念される方も多いと思います。しかし、一部の先生に任せるのではなく、国や民間企業が提供している各年代に合わせた出張授業を活用することで、先生の負担を軽減することが可能かと思います。教育委員会としての見解をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 長塚議員の質問に御答弁いたします。国や金融機関等との連携ということですが、現在、小学校6年生の社会科、国の政治の仕組みや選挙、私たちの生活と財政という学習において、税金の働きというものを学んでいます。そこで、税務署職員による租税教室というものを行っております。これは税金の意義について考える学習を設定しているところです。また、企業の出前講座を実施した学校もございます。消費者教育の重要性を考えさらに活用が進むよう、小学生——小さいうちから、中学年、高学年、中学生と、そういった形で証券会社や銀行からの出前講座、金融講座などについて、学校へ案内をしているところです。小学校低学年に関しましても、先ほど教員の負担という話がありましたけれども、道徳の学習でお金の使い方というものもしっかり学習しているところではございます。さらに金融庁では、小中学生向けに金融について優しく学べるサイトを立ち上げているところです。小学生用のサイトは、はやりのキャラクターが登場するお金ドリルとして、一人一人——1人1台端末を活用して、小学校でもクイズ形式で楽しく金融を学べる、そういったサイトになっております。中学生については、基礎から学べる金融ガイドというパンフレットが出ておりまして、預貯金や株式、投資信託、クレジットローン、こういったものを金融の仕組みについてより深く学べる内容となっております。このようなサイトも小中学校に紹介してまいりたいと考えております。これらの資料を活用しながら、生活に必要な金融の知識と判断力を身につけて、将来、社会人として経済的に自立し、よりよい暮らしを送るためのスキルの向上を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ぜひ活用のほうお願いします。もう一つ、連携に関してなんですが、実際、石塚教育長が取手西小の学校長であられた際に、先陣を切って取り組まれたサステナブル学習は、民間企業と先進的な取組を行い、子どもたちに大きな影響を与え、メディアにも取り上げられるほどでした。同じように金融教育でも、1校でも——1教室でもいいので、そういった形でトライしてみるのはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 長塚議員の御質問に答弁いたします。大変よい取組かと思えますので、これからの時代はやはり学校だけでなく、いろんな地域、それから民間企業の力を借りながらということが、そういった形で社会全体で子どもを育てることが大切になってくると思いますので、ぜひともそういった取組、さらに学校のほうに呼びかけて行えるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 語学だったりスポーツは、小さい頃から始めたほうが身につきやすいといわれますが、お金の知識も同じです。また、金融教育含めた教育先進自治体になることは、取手の魅力の一つにもなります。子育て世代は、教育移住とって教育を重視して住む場所を決める方も多くなっています。最後になりますが、資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） ちょっとこれは一つ、お金のかからない学びのアイデアです。少しちょっと応用編の話になりますが、黒板に日経平均や為替を日直の子が毎日書いて変動を体感する方法です。

〔発言する者あり〕

○1番（長塚美雪君） 最初は分からなくてもいいと思います。ニュースなどで目にしたときに、あ、これ黒板に毎日書いているやつと認識することから、だんだん興味につながります。そして、ある程度分かるようになったとき、あのときは円安で物が高かったんだな、外国人いっぱい来てたな、日経平均がああとき高かったから外食が多かったのかななど、経済を日々体感することも重要です。お金をかけなくても、ちょっとした工夫で金融リテラシーの向上につながります。ありがとうございました。お金は児童生徒にとって身近で関心のある道具であり、それを通じて知識や問題を自分のこととして把握し、考えさせるまたとない手段です。家庭の環境や貧困など、様々な境遇に直面する子どもたちもいるでしょう。学びによって自らの人生を切り開いたり、何らかの変化をもたらしたりすることができるはずです。私たち大人がたくさんのアイデアを出し合って、楽しく学べて生きる力を育める取手になることを望みます。これで、金融教育についての質問は終わります。

次に、子どもの居場所づくりについて。昨今、社会情勢の変化や働き方の変化により、子どもたちの置かれている環境も随分と変わりました。地域のつながりの希薄化、少子化によるコミュニティの減少、そして共働き家庭や独り親家庭の増加と相まって、家庭における子育ての孤立化が懸念されています。さらには児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺する子どもたちの増加など、その環境は一層厳しさを増しております。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） このような背景で——すみません、令和5年12月の12日、こども家庭庁では、こどもの居場所づくりに関する指針を閣議決定しました。居場所づくりは今に始まったことではありませんが、改めて国として強力で推進すると決めました。とりわけ厳しい環境で育つ子どもたちは、居場所を持ちにくく失いやすいと考えられることから、子どもたちが健やかに成長するためには、安全安心に過ごせる居場所が不可欠です。取手市では、これまでも様々な子どもに関する事務事業、施策というものがあつたかと思いますが、現状の取組や課題意識について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。我が国では、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯に属する相対的貧困にある子どもが11.5%いるとされており、貧困によって、日々の食べる場所であったり、部活動やクラブ活動、習い事や進学塾など、同じ志を持つ者同士で集まれる環境に参加できない子どもがいることが問題視されております。国の掲げるこども大綱でも、子どもの居場所づくりについてその重要性を明記し、全ての子ども、若者が年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であると定めております。市では現在、放課後や長期休業時にスポーツや学習を通じて子どもの健全育成を図ることを目的として、放課後子どもクラブを設置したり、不登校で悩んでいる児童生徒の居場所として教育総合支援センターを設置するなど、子どもたちの置かれている家庭環境や心身の状況に応じた居場所の提供を行っております。また、民間のNPOなどの市民団体が実施する公益事業を支援するため、取手市みんなの補助金制度を設け、採択された事業の中には子ども食堂など子どもの居場所をつくる事業もあり、そうした居場所づくりには、官民連携して取り組んでいるところです。このような子どもの居場所を確保していくに当たっては、年齢や性別、興味関心や家庭環境、経済状況など、様々なバックグラウンドや価値観を持つ子どもたちが、どのような居場所を求めているかを把握することが大きな課題であると考えております。そのため、本年度のこども計画策定に当たりましては、こうした当事者である子どもたちの意見を聞くために、小学生や中学生、そしてその保護者や若者など、ライフステージごとに対象を空けたアンケートを実施すること、また、直接意見を交わし、子どもたちと対話しながら、今何が求められているかを把握する取組を進めていこうと考えています。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 子どもたちの声を聞くことで、大人がしてあげたいではなく、子どもがいたいと思える場所になることを期待しております。

それでは少し視点をずらして、小学生の夏休みにスポットを当てた居場所についてお伺いします。というのも、自分の子どもが小学生になってから、よく耳にするようになったのが、夏休みの居場所問題です。子どもたちからは、遊ぶ場所がない、友達に会える場所がない、どこにいたらいいか分からないなどです。毎年記録的な猛暑が続く中では、外で遊ぶことは難しく、それは40日ほどの長期間になります。近隣自治体では児童館を活用する子が多いようですが、取手市にはありません。本市としては、夏季休暇中にどのような場所を確保しているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 長塚議員の夏休みの子どもたちの居場所づくりについて、答弁させていただきます。取手市では取手市放課後子どもクラブ事業を実施しておりまして、市内の市立小学校に通う全ての児童が、保護者の就労状況に関係なく利用可能であり、夏休みの児童の居場所づくりを担っております。クラブでの児童の活動内容には、地域のボランティア参加による演奏会や和太鼓体験、共同活動サポーターによる工作理科教室など、

多彩な体験プログラムを用意して居場所づくりを行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 放課後子どもクラブは、私の子どもも大変お世話になっておりまして、子どもも友達に会えるあるとあって、すごく参加したがりです。支援員の方ともコミュニケーションが取れたり、親としては安心して預けることができている、ありがたく感じております。ただ、徐々に年齢が上がるにつれて、自分の子どもだけでなく周りのお友達も含め参加する児童は減っていきます。資料をお願いします。〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） これは市内の子どもクラブの登録児童数です。登録しているだけで通っていない子も多々いますが、高学年になるほど人数は少なくなっています。それは、とてもいいことだと思っていて、子どもたちの主体性が伸びている表れだと思っております。友人同士で遊ぶことに楽しみを見いだしたり、時間の過ごし方を自分で考えられるようになることは歓迎すべきことです。資料ありがとうございました。ただし、1点気になっているのが、居場所の問題です。ふだん子どもクラブに行かない子どもたちが、友達とどこで過ごしているかという、放課後は公園や教室以外の学校敷地内など、基本的に外になります。ただし夏休みはそうはいきません。外で過ごせない以上、室内で過ごすことになります。しかしながら行動範囲がそこまで広くない小学生にとっては、気軽に集まれる場所がないのが現状です。そこで提案なのですが、他自治体で行われている夏休みの居場所づくり事業として、空き教室開放を本市も実施されるのはどうでしょうか。児童館等を造ると、費用も時間もかかります。今ある資源を活用する観点では、夏休みに使われてない空き教室の開放は、コストも抑えることができます。児童館のようなイメージで気軽に自由なタイミングで子どもたち自身で足を運ぶことができ、エアコンの効いた部屋で宿題をしたり、自由に過ごせるフリースペースを確保することで、家以外の安全な場所としての選択肢になると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。御質問の、学校の教室を開放してフリースペースとして子どもたちが自由に活用できるようにするということなんですが、まずその教室に配置する人員をどうするか、ここに教員を配置するのか、また会計年度任用職員を配置するのか、それから子どもたちの学校までの行き帰りの安全対策、熱中症対策、こういったものをどうするかというように、実現にはクリアしなければならない課題があり、現状としては難しい状況であると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 子どもたちや周りの保護者の方に聞いたところ、そういう場所があればありがたいとの声が多かったのですが、私自身もこのフリースペースに関しては、今後もアイデアがあればお伝えしていきたいと思っております。今までの答弁を踏まえたと、子どもの夏の居場所としては、本市では放課後子どもクラブを活用する方法となります。しかし、広くはない教室に居続けるのは大変ストレスになります。できれば空調の効いた

体育館を使って、思い切り体を動かすことができれば、子どもたちは大変喜びます。令和5年第4回定例会の赤羽議員による体育館空調整備に関する一般質問の答弁では、教育部長より、必要性を強く認識し整備に向けた検討をしているところとのことでした。その後調査等もされているようですが、現状についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。これまで小中学校の空調設備につきましては、平成27年、28年度に普通教室、令和元年、2年度に特別教室の空調設備設置が完了しております。今回、議員から御質問のありました小中学校体育館の空調設備設置につきましては、現状は実施できていないのが現状でございます。しかしながら教育委員会としましては、子どもたちの体育館での授業や部活動における熱中症対策、一方では小中学校の体育館は災害時には避難所となることから、その必要性については十分認識しております。教育委員会では今年3月に、学校体育館への空調設備設置に関するサウンディング型市場調査を実施いたしました。これは民間事業者から体育館への空調設備設置に関する御意見を広く募る目的のもので、14の民間事業者から御意見を頂くことができました。現在、頂いた御意見を参考に、体育館への空調設備設置に向けた検討を重ねて進めているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 調査結果は私も拝見いたしました。空調設備といっても様々な種類があり、機器選定も重要であると感じた次第です。それと同時に費用も大きくかかってくるわけですが、導入するための予算を含めた整備に向けての見解はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。財源の話、質問だと思います。体育館の空調設備の設置につきましては、多額の費用がかかります。実施に当たりましては、国庫補助金であったり地方債の活用などが考えられるかなというふうに思います。まず、国庫補助金について説明させていただきます。文部科学省の学校施設環境改善交付金の中に体育館への空調設備設置のメニューがございます。補助率は通常3分の1のところ、令和7年度までの限定で2分の1に引き上げられているというところでございます。ただし、この交付金を活用するためには、空調設備設置と併せまして体育館の断熱性の確保というものが補助要件となってきております。断熱性の確保には空調設備設置と同様に、多額の費用がかかるといったことがありますので、活用に当たっては併せてどういうふうに行うかどうかの検討が必要かなというふうに思います。また地方債については、総務省の緊急防災減災事業債がございまして、指定避難所の空調設備設置に充当可能となっております。充当率は100%かつ交付税措置が70%となっております。こちらも令和7年度までのいわゆる限定の措置となっております。体育館への空調設備設置については、現在有利となっている、今申し上げた国庫補助金であったり地方債があることから、そちらを十分活用できるように、設置に向けて前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 子どもの体力低下が深刻な問題となっており、災害時には全市民にも関わることです。1日でも早い完備に向けて御検討、導入よろしくお願ひいたします。そして空調が入った際には、クラブの遊び時間も工夫していただき、参加率が低くなる高学年の子でも、体を動かしにその時間だけでも遊びに行けるような工夫をしていただけるととてもありがたいです。

もう1点、子どもたちが考える居場所について、資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） これは、こども家庭庁による子ども、若者の居場所に関するアンケート結果です。青とオレンジの棒グラフが小学生なのですが、居場所と考へているのは、ずばり公園なのです。私は前回の一般質問で、収益性のある持続可能な公園を提案しました。そこにもう1点言い添えますと、森林は天然の冷却機能があり、ひなたに比べて暑さ指数WBGTが2程度、体感温度が7度程度低くなる場合があります。同じ日陰でも木陰が涼しいのは植物特有の働きによる効果です。小学生に限らず、全市民、市外の人にも来たくくなるような居場所の1つとして、いいんじゃないかなということちょっと言ひ残して、この質問は終わります。

それでは、最後の質問です。本市のデジタル推進について、前回の第1回定例会にて質問した内容の経過についてお尋ねします。そのときに質問した内容ですが、2月22日、デジタル行財政改革会議にて先導的モデル自治体を優先的に支援するとのことで、取手市として手を挙げるのかどうかをお伺ひしました。その際の答弁では、詳細は示されていない、取手市にとって有益なものであれば手を上げていくことを検討していくとのことでした。その後の事前調査によると、取手市は採択されておりません。経緯についてお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思ひます。デジタル先導自治体の公募についてでございます。国が進めるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて創生された交付金のうち、令和5年度に新たに設けられたデジタル行財政改革先行型挑戦型というメニューになります。これは将来的に国や地方の統一的、標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組についてプロジェクト推進に要する経費を支援するものであります。ただ、取組内容については市で自由に決められるものではなく、あらかじめ示されているプロジェクト内容に合致するものである必要がありました。具体的には、子育てや介護など6分野、9プロジェクトについて公募をされましたが、市の課題に合致するプロジェクトといたしましては、介護分野の要介護認定に関する自治体業務等のデジタル化について担当課と応募に向けた協議を行いました。しかし応募要件の一つであります、プロジェクトに参加する医療機関やケアマネ事業所の調整を、短い期間——申請期間の中に行うということが困難であったため、今回は残念ながら応募を見送ったというような経緯がございます。今回は、国

や他自治体のモデルとなるケースとなり得る事業として、比較的規模の大きいプロジェクトの実施が求められておりましたが、今後市の課題や適切な実施条件に合致するような募集がありました際には、積極的に参画できないか検討を図ってまいりたいと考えてございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 調査の中でもお伺いしましたが、大分タイトなスケジュールだったと認識しております。ほかに応募を検討した事業はないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。先ほど総務部長から御答弁がありました介護のプロジェクトのほかに、3つ検討いたしました。1つ目は福祉相談の分野で、デジタル技術を活用した相談・支援業務を行うといったプロジェクトです。取手市においては、音声認識システムを早くから導入していただきましたので、先導的自治体になりうるのではないかとということで協議をいたしました。こちらのプロジェクトは県と複数の市町村が一緒でないと応募ができないということでした。県のほうに、この分野で応募する検討はしていないか問い合わせたところ、ないということでしたので、見送らせていただきました。残り2つにつきましては、子育ての分野で包括ワンストップの実現、また保育業務ワンズオンリーの実現、この2つについても協議——担当課と協議をいたしました。市内の保育施設が30以上ないと該当しなかったりといったような理由がありまして、今回応募に関しては見送ったというような経過でございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） では、その後、検討がなかなか難しかったということですが、その後から現在まで、市民サービス向上に向けて取り組まれたことはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） ご答弁申し上げます。まず子育て世代に向けました施策といたしまして、今年度、子育て支援課に保育所入所手続きをはじめといたしました施設利用等に係るオンライン申請の実施を予定してございます。これによりまして、保護者の方が窓口に来庁する時間や申請書類作成にかかる時間的負担の軽減を図ることを目指して、現在導入に向けた準備を行ってございます。また、こちらまだ検討段階でございますけれども、妊娠から子育て——すみません、妊娠から出産——出産・子育てにかかる支援事業といたしまして、母子健康手帳アプリを軸といたしましたシステムを活用することによりまして、オンライン相談や乳幼児健診の受診票及び検診記録等の一連の事務をデジタル化するというような検討も今進めてございます。また、今後国においては、2026年度までに出生届と出生証明書のオンライン化を進めていることが予定されております。国が進める施策との連携を考慮した上で、市でも先行している——先行して使えるものがあれば積極的に取り組んでまいりたいと思います。こういったことを活用いたしまして、子育て世代のDXを推進していければなというようなことで考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今お話しされた、妊娠から出産までのアプリなんですけど、どういったものを導入しようと検討されているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 現在、導入を検討しておりますのは、母子健康手帳アプリでして、乳幼児の健康診査及び伴走型相談支援における面談業務等のデジタル化、これらが進められるものというものを検討しております。これが導入されますと、子どもの月齢に応じた子育ての記録であったり、アプリ上で問診票の入力等ができたり、相談の予約というものが24時間できたりといった、市民の皆さんにとってもメリットがあるというところで、今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 私も10年前妊娠した頃、あったらよかったなというデジタル化なので、ぜひ導入に向けて御尽力のほうよろしく願いいたします。次に――資料をお願いいたします。〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） デジタル庁によると、デジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、赤丸で囲ってあります、「今覚悟を決めてデジタルを最大限活用し、様々な課題の解決が必要だ」と述べてあります。それらが実現した先に目指す姿は、地域の活性化と魅力の向上する社会です。資料ありがとうございました。取手は既に活性化が大きく進んでいる部分があります。それはまさにこの取手市議会です。いち早くデジタル活用に取り組み、議会改革が進んであります。そして多くの自治体が視察に来ていただいています。次は、この取手市のデジタル改革の出番です。間違いなく進んでいくと確信を持っております。その理由もあります。なぜならば、皆様お気づきでしょうか。今答弁席に座ってらっしゃるお二人、まさに取手市議会の議会改革に御尽力いただいた元議会事務局長のお二人なのです。期待しかありませんとお伝えして、私の一般質問を終わります。御答弁いただいた皆様、ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で長塚美雪さんの質問を終わります。

最後に、染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。今非常に盛り上がったところで出てきちゃいまして申し訳ございません。今、夏が近くなりまして全国各地で高校生たちがインターハイに向けての予選大会に臨んでいます。取手市でも、7日から9日の間楽天ケイドリームスパーク取手で高校生の大会がございます。市長にも来ていただけるんですけども、今回、非常に期待しております。3月行われました全国高等選手権大会、1,000メートルタイムトライアルで優勝した吉田君がいます。3月に、1分5秒977――皆さん、分からないでしょうけど、とんでもないタイムをたたき出してございまして、もうこれは優勝しかないかなとは思ってるんですけども、この間、総体県予選であんまりよくなかったんで、ちょっと心配な部分もございんですけども、ぜひとも頑張っていたきたいと思っております。ちょっと自慢させていただきますと、私が高校3年のときに、やはり取手競輪場で関東大会ございました。そのとき私、4,000メートル速度レースというので、2位になってございまして

て……

〔発言する者あり〕

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。残念ながら優勝できなかったんですけど、自分が悪くて優勝できなかったという、ちょっと苦い思い出がございます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。ハラスメント防止条例の制定により、動きやすい職場環境の構築について。ハラスメントは市役所、役所にも個人にも様々なリスクを及ぼします。ハラスメントが起きると、市役所、会社はまず被害者に対して法的責任を負うこととなります。また、ハラスメントが起きる職場環境は決して健全な職場環境とは言えないため、その後も同じようにハラスメントが起きる可能性は高いと言われていきます。評判は落ち、優秀な人材が次々と辞めてしまう可能性もあります。個人としては、ハラスメントの被害者になってしまった場合、心身ともに追い込まれ、健全な生活を送ることが難しくなる可能性があります。また、意図せずして加害者になってしまった場合、職場における信用を失うだけでなく、解雇されたり訴えられたりすることもあります。ここで資料を使いますので移動させていただきます。

〔19 番 染谷和博君質問席に着席〕

○19 番（染谷和博君） 切替えをお願いします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これハラスメントです。皆さんこれ全部分かりますか。多分分からないと思うんですね。僕もこれ見てて分かんなくて、ハラハラって、何かはらはらして見守ってくれることかなと思ったら、「なんでもハラスメント、ハラスメント」という方だそうです。「コクハラ」って分かります。そうです。告白したことがハラスメントになるそうです。飲食のヌーハラ。何となく分かりますよね。おそばを音を立てて吸う。これがハラスメントだと言われちゃうと、非常にいっぱいありまして。今ここに 2021 年の段階で 47 個あるんですが、今 51 あるそうで、いろいろあるので、これしっかり覚えておかないと自分が何をしているかというのがちょっと不安になってしまうところがあります。次の資料なんですけども、映しますと、やはりハラスメントカオスマップってなってますけども、これやはり職場で起こりやすいんだなっていうのが非常によく分かりまして、多分、次、答えていただく総務部長は全部分かっていると思うんですけども、取手市のハラスメントに対する対策をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。本当にたくさんのハラスメントが存在しているということで、改めて認識をさせていただきました。当市におきましては、取手市職員のハラスメント防止等に関する規程を定めまして、職員における——すみません、職場における職員のハラスメント行為を防止するとともに、職員をハラスメント行為から守るための取組を定めることによりまして、ハラスメントのない良好な職場環境を確保することを目指してございます。本規程につきましては、

現代社会におけますハラスメントの多様化を受けて、平成30年にそれまではセクシュアルハラスメントに特化した形で定められた規則を全面的に見直しを行いまして、ハラスメント全般に関する規程として新たに整備を行ったものでございます。規程の内容といたしましては任命権者をはじめ所属長や各職員、職場からハラスメントをなくすために果たすべき責務や相談窓口の設置、相談や調査協力をした職員のプライバシーの保護や、不利益取扱いの禁止などについて定めまして、快適に働くことができる勤務環境をつくることを目的とした規定を整備してございます。さらに本規程には、ひもづけされました職員のハラスメント防止等に関する指針を併せて整備してございます。ハラスメントやパワハラ、妊娠中の職員に対するマタハラ、家族の介護を行う職員に対するケアハラ等の定義や行為の具体例などを示すことで、ハラスメントの加害者となりうる側、被害者となりうる側の双方が、ハラスメントに対する理解と判断を同じくするための指標となっております。現状についての取組については以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 様々な取組をされてるなというのは分かりました。そこでお伺いします。実際に起きてしまった場合は、どのような対応になってるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） 染谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。職員のほうから職場内でハラスメント行為を受けたといった場合には、今総務部長からもありましたとおり、ハラスメント防止規程の中に、相談窓口——こちら市長部局であると人事課が窓口となるんですが、相談窓口において相談を受けて、適宜対応を図っているということになります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 相談、同じ庁内ですということなんですが、やはりしづらい部分もあつたりすると思うんですね。外部にこういう相談窓口みたいなものを設置するようなお考えはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。ハラスメントの相談窓口のほうなんですが、各任命権者の部局ごとに同じ同様の規程を設けておりまして、それぞれに——ただ消防本部だけは消防総務課に相談窓口を設けまして、そのほかの部局につきましては全て人事課が所管となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そういう意味じゃなくて、庁内じゃなくて外部、外部の業者に委託して相談窓口になっていただくとか、なかなかやはりみんな顔知ってるので相談しづらい部分はあると思うんですね。そういう意味で、そういう窓口をつくってみてはどうかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） 失礼いたしました。確かに内部——人事課であってもその

所管課の所属長ではなく人事課であっても、なかなか内部での情報というところに関して、非常に相談者としては気にかけるところかと思えます。今これハラスメントに対応ということではない、直接つながらないかもしれませんが、例えばそういったもので心を病んだりといった場合には、精神的に病んだりという場合には、例えばメンタルの関係のこのころの健康相談、こういったもの——産業医ではないんですが、内科医の先生が来ていただいて——月に1回来ていただいておりますので、そういったところへの相談ということも、少なからずあるかと思えます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひともいろいろ検討していただきたいなと思っております。それではちょっと切り替えていただけますか。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これが北海道勤労者安全衛生センターが出してるポスターみたいなものですね。これはカスハラなんですけども——字が小さくて自分で見えなくなっちゃってます。この左上が「言ってやらなきゃ」とか、「これくらい当然でしょう」、「おしゃべりが好きなだけ」とか、そして「世の中に広めるべき」とか勝手な自分の理屈でこういうものを拡散する人もいます。そして、カスハラ、8つのパターンというのがあります。長時間拘束型、リポート型、暴言型、暴力型、威嚇脅迫型、権威型、店舗外拘束型、SNSインターネット中傷型というの、8つのパターンがあるそうです。ありがとうございます。最近、カスハラが非常に問題になっております。全国の8割の自治体で被害があり、職員への暴言や説教、土下座の強要など、SNSでの名前さらし問題が相次ぎ、名字のみの名札に変更しています。取手市でも同様に名字のみに最近なっております。全国のおよそ8割の自治体で、職員への土下座の強要などカスタマーハラスメントの被害があったことがANNの調査で分かりました。5月中旬から下旬にかけて、全国47都道府県の自治体を対象に、カスタマーハラスメントについて調査を行いました。その結果、回答があった42の自治体のうちおよそ8割で被害があったということです。具体的なものとして、職員に対しての暴言や説教、土下座の強要、クレームによる長時間の拘束などが得られています。職員の名前がSNSでさらされる問題も相次いでいます。ばか、くず、市長を出せなど、深刻化するカスタマーハラスメントの実態があります。カスハラに対する社会の意識が高まる中、各自治体も職員を守るとの意識の対応で取り組んでいます。希望に沿わないと庁舎内で立腹し、怒号を発し、職員の人格否定や誹謗中傷を繰り返す、窓口に3時間以上も居座るほか、上司の謝罪を執拗に要求する、通知事項を不服として電話で長時間にわたり不満を言い続ける、後を絶たないカスハラ被害を受け、各自治体は対策を進めています。長時間の電話や窓口業務で内部業務が滞る面もあったとして、防犯カメラの増設や録音機能つき電話導入検討などの対策を行っている自治体もあります。利用者の苦情に対して、自治体側はこれまで我慢するものという意識が強かったものも事実です。しかし、カスハラが社会問題となり認識も変わってきています。一方で、カスハラは比較的新しい概念で明確な定義がなく、このため自治体側も正当なクレームとカスハラの間引きに苦慮しているのも事実であります。カスハラによって職員が離職する問題も全国的に

起きています。取手市としてのカスハラ対策をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） 染谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。ちょっと重なるお答え——答弁にはなってしまうかもしれませんが、やはりセクハラであったりパワハラ、またマタハラといった職場におけるハラスメントにつきましては、厚労省の指針において該当となる行為等が、染谷議員おっしゃるとおり明確に示されておりまして、こういった中で雇用側に雇用管理上講ずべき措置としての防止の義務づけがされております。一方で、顧客側からのハラスメントの事例となるカスハラの場合につきましては、雇用管理上、取組を行うことが望ましいとの位置づけにとどまっておりまして、明確な指針が示されていないといった状況です。また、言動や態度そのもの自体が、直接的にハラスメントに当たるパワハラやセクハラと違いまして、カスハラの場合には言動や要求等が妥当性を著しく欠くものか、また社会通念上不相当なものであるか判断指標となるため、一概に定義づけが難しいといわれております。こういった中で、パワハラに——パワハラやセクハラのような内部における行為、こちらに対しては服務規律に照らして処分等の対象となることから、非常に抑止力が働くということになりますが、外部から受ける行為のカスハラについては、暴力や恐喝等の刑事罰に当たるような違法行為、当たるような場合を除いて、自治体において罰則を科すということは非常に難しいために、抑止効果が十分に及ばないという課題があります。こうした中で、職員からの相談というところについては、なかなか人事課がその相手方に対して直接何かこう対応していくというのはなかなか難しいことではありますけれども、職員と一緒に、またそこの所管課長——所属長等と一緒に考えて、どのような対応が最善なのかというものをしっかりと考えたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも職員の皆さんを守るためにも、やっていただきたいなと思ってます。私も何度か市役所の中、歩いていて、すごい怒ってるお客さんがいらっしやっただのを見たことがあります。通りかかっただけなんで、何で怒ってるのか分かんないんですけども、そこまで怒んなくてもいいのになというふうな方がいらっしやいますので、しっかり対応していただきたいと思います。また、今日のニュースをちょっと見たんですけども、地方自治体で中途退職する公務員の増加に歯止めがかからないという内容で、2022年度に、主に自己都合で都道府県や市町村などをやめた一般行政職は1万2,500人と5年前の1.5倍、10年前の比較では倍以上になってるってことなんですね。とりわけ深刻なのが若い世代の中途離職であって、22年に全国の自治体を退職した地方公務員の6割が30歳以下だったということです。こればかりじゃないと思うんですけども、住民からの悪質なクレームや過剰な要求を受けるカスハラ対策も、これ大変重要になっているということをここに書かれておりまして、1人の職員だけじゃなく、やはり組織的に対応してあげないと、やはり若い職員は対応しきれないと思いますので、ぜひとも上司の皆さん、職員の方を助けてあげていただきたいなと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。次に、農家を支援する援農の取組でございます。

農業サポート事業の取組についてです。農業ボランティアは援農とも呼ばれており、高齢化や担い手不足の農家を支援するために農作業を手伝う活動です。つくば市では、労働力不足に悩む農家を支援する援農の取組が行われています。人手が欲しいという農家にとっては大きな助っ人であり、ボランティアにとっても土に触れながら、食と農を学ぶ絶好の機会となっています。市が取り組む農業サポート事業は、人手を募集している生産者を選び、直接連絡を取り合って、農作業の手伝いに出向く方式です。市の農政課によると、サポートは市内外に関係なく登録でき、現在 190 人いるそうです。一方、事業を利用する農家数は例年 8 から 12 人で、昨年度は 10 人の農家が忙しいときに作業を手伝ってもらっているということです。また、京都府では、京都援農隊事業を展開しています。このホームページにあるのは、あなたの力を農作業で発揮してみませんか、京野菜や果樹等、農家さんのお手伝い——お仕事を手伝っていただき、農作業に挑戦してみたいけど、なかなかとお悩みの方、御自身の力を試してみたいという方、ぜひ農家さんをサポートする援農隊に御参加くださいとあります。平成 27 年に発足し、高齢化が進む京都府の農業、農村の保全や担い手として頑張る農業者の支援を目的としています。事前登録したボランティアに農作業は販売を手伝ってもらっています。現在、日本の農業従事者は 65 歳以上が 6 割で、40 歳以下が 1 割とアンバランスな状況です。高齢化が止まらない農業ですが、近年では 40 代以下の若い就農者が倍増しています。このようなデータからも分かるように、農業が若者の間でブームになりつつあります。そんな農業を体験できる機会として注目を集めているのが農業ボランティアです。また、都市と農村の交流を深めるという目的もあります。農業に興味のある方や楽しみたい方が、人手不足の農家とつながることで課題解決を目指しています。農業ボランティアをする 3 つのメリットとして、ふだんできないような体験ができる、農家から専門技術が学べる、農家になるか判断材料になる。農家になるか迷っている場合は、実際に体験することで、自分に向いているか、判断材料になります。会社をやめて農家になってみたものの、自分に合わないとなっても後戻りは難しいものです。一度ボランティア経験をすることで、参考になれると思っています。取手市でも同様の制度を導入してはどうかお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。農業サポート事業——取手市における農業サポート事業について、お話をさせていただきますと、取手市においては、認定農業者等支援事業補助金や水田農業経営転作等実施補助金、また令和 4 年度、5 年度は国の交付金を活用し実施した燃料、農業資材などの物価高騰に伴い影響を受けている生産販売農家に対する市独自の補助金によるサポートのほか、一般財団法人農業公社による水稻苗の販売、ライスセンターによる乾燥調製や稲刈りといった実働的なサポートを行っております。また昨年度より、農業公社において代かきや田植の受託事業を開始し、農業支援の拡大を図っているところです。染谷議員から今お話のありました、つくば市での農業サポート制度について、私ども農政担当のほうでつくば市のほうに事業

展開を確認させていただきました。議員おっしゃるように、つくば市では、農業サポーター、ボランティアとして登録した方が興味のある農作業を選び、農業者に連絡して、日程調整後、活動するといった流れで、農業の人手不足の解消、農作業を通じた生産者と消費者の交流を深めるといった目的で行われているそうです。主に農業サポーター、ボランティアの方が、畑作農家の野菜や果樹の種まき、収穫といった作業の手伝いをしていますが、水稻農家、稲作栽培農家の受入れはあまり少ないとのことでした。取手市は、議員ご存じのとおり、農業の97%が水稻農家、稲作栽培ですので、農業サポート事業につきましては、農業の受入れニーズを調査——農家の受入れニーズを調査した上で、つくば市や今ご紹介をいただいた、他県で実施している自治体などの事業展開を参考に検討していきたいと考えております。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。それでは、1つ伺いたいのが、この事業をもしやっていく場合に一番課題となる部分は何になると思いますかね。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。先ほど部長より、つくば市のほうの取組、私のほうで確認させていただきました。その際に、つくば市のほうで、ちょっと課題となっていたのが、登録している人数、ボランティアの方は200人程度いるんだと。ただし、実際、実働——そのボランティアに参加する方がその1割程度ということで、こちらの登録者——じゃなくて実働してくれる方の拡大を図っていくといったことが課題であると伺いましたので、同じような形で取手市で取り組むに当たっても、まずはその受入れの農業者のニーズ、それから実働されてくれるボランティアの方をいかに確保するかということが課題となってくると思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうですね。なかなか登録してもやっていただけところは全く分かりませんので、その辺は課題になると思うんですが。しっかり制度をつくらただけたらなと思っております。以上で終わります。次行きます。

次に、骨髄ドナー制度の拡充です。骨髄の提供が行われない場合でも助成対象とするということについてです。千葉県船橋市は、2016年から実施している骨髄移植ドナー支援事業について、本年度から制度を拡充しています。具体的には、ドナーが骨髄または末梢血管——失礼しました、末梢血管細胞の提供に関する最終同意後、提供相手の病状急変など、自身の都合以外の理由で提供が中止となった場合も奨励金の交付対象にすることに改めました。私もドナー候補に2度ほどなりましたが、そのたびにコーディネートと面談や病院での検査があり、仕事も休まなければなりません。提供に至るまでには何日もかかります。そこで——切り替えをお願いします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） 提供に至るまでです。まず骨髄バンクから通知が来ます、オレンジ色の封筒なんですけども。そこに現在の健康状態や提供意思などについての質問と、

骨髄バンクのコーディネーターとの調整医師との面談及び検査の日程についての調査書類が入っているものが届きます。そして確認検査、骨髄バンクとコーディネーターと調整医師により、改めて提供の意思と家族の同意について確認されます。また、採取の時期なども含めて、造影血管細胞の採取方法が2種類あることも説明されます。健康状態に問題がないと判断されると、医師の診察後に血液検査をします。ここで御家族の同席も大丈夫です。この後ドナー選定待ちの状態に移行し、同時に進行する他のドナー候補など全ての情報が検討され、最も移植に適したドナーが選定されます。ドナーの選定には2週間から2か月ぐらいかかります。ここで大体5人くらい選ばれます。最終同意——最終同意の面談は、文字どおり最終的な同意を確認される場になります。ドナー候補者と家族の代表者、そして第三者の立会い人が同席して行われます。この面談では、ドナー候補者本人の提供意思が自発的なものかどうかを確認され、家族が理解と同意をしているかどうかを最終確認され、最終同意書に直筆で署名と捺印をします。この最終同意をした後撤回ができません。この面談でドナーとなることが決定となりますので、移植を待っているこの患者さんにも連絡が行きます。ありがとうございます。外国の場合は、この最終同意をしても、やはり自分は無理です、やりたくありませんというのができるんですね。日本の場合は、これ最終同意してしまうと、本人が泣いてもわめいても駄目で、必ずやらなきゃいけないんですけども——もちろん自分の体調が悪いとかは別なんですけども。そういうところがあって非常に厳しいものがあります。提供までにはかなりの労力がかかり、会社も休むということがあります。骨髄移植には、白血病やその他の血液疾患の治療において非常に重要ですが、適合するドナーを見つけることが困難です。また、ドナー登録者が不足している状況もあります。骨髄移植には多くの命を救いますが、ドナーの不足が大きな問題となっています。ドナー登録者の負担を軽減し、登録者を増加させるための政策が必要となっております。私と落合議員は、茨城骨髄バンクを支援する茨城県の会というところに所属しております。落合議員ももう卒業しちゃったのかな、55歳過ぎるとドナー卒業になってしまうんですけども、非常に卒業の人がいっぱいまして、入ってくる人が少ないという状況になっております。ドナーの負担を軽減するためにも、提供に至らなくても助成金の交付をしてみてもどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの染谷議員の御質問にお答えいたします。先ほど染谷議員のほうから、骨髄バンクへの登録、そしてドナー登録から提供に至るまで詳しい流れのほうを御説明いただきました。改めて御説明のほうをさせていただきますと、まずドナー登録できる方ですが、18歳以上から54歳以下の健康状態が良好な方となっております。先ほどおっしゃっていたように、55歳になるとその誕生日で登録のほうが取消しとなります。現在、高齢化の進行とともに、年齢超過によるドナー取消しが非常に増えているという中で、若年層のドナー登録者をいかに確保できるかということが課題となっていると認識しておりますが、そのためにはドナー登録から骨髄提供までいかに安心してできるか、そのサポートが重要になってくると考えております。登録者を増やすために、献血

時において茨城県赤十字血液センターや龍ヶ崎保健所と連携し、骨髄バンク事業の情報提供とドナー登録の呼びかけ、関連するパンフレットの配布などを行って普及啓発に努めております。取手市におきましては、平成28年に骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図ることを目的に、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱を制定いたしまして、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血管細胞を提供した者及びその者が勤務する事業所に対して助成金のほうを交付しております。助成金の額は通院等の日数によりますが、提供者の場合には2万円、事業者の場合には1万円を乗じた額とし、1回の骨髄等の提供につきまして、提供者の場合には14万円、事業者の――事業者等の場合には7万円を限度として交付しております。ただ先ほど来、議員のほうからお話ありますように、こちら今現状、うちの要件といたしましては、骨髄等の提供を完了し、当該提供を証明する骨髄等提供証明書の交付を受けていることが要件となっております。そのため、様々な理由から最終的に骨髄の提供がキャンセルされたなどの場合には、該当とならないというような現状となっております。ドナー登録のほうが少しでも――ドナー登録者が少しでも安心して骨髄等の提供に臨めるよう、骨髄バンク事業におきまして何らかの理由によって骨髄の提供が中止された場合においても、補助の対象となるよう、既に実施している船橋市、土浦市などを参考に、その範囲なども含めまして、可能な限り早い時期に関係交付要綱を改正するなど、必要な対応のほうをしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。要綱を変えていただけるということで、ありがとうございます。なかなか大変な作業でして、私も2回目のときかな、5人選ばれて待ってるときに、コーディネーターさんから電話がありまして、相手方の都合で移植がなくなりました、多くは聞かないでくださいと言われましたので、大体は理解したんですけども。そういうときもありますので、本当最終段階に行ってできなかったという方も結構いらっしゃると思いますので、こういうものをつくっていただきたいと思っています。またあと取手市役所におきましては、いつも献血時にドナー登録に御協力していただきまして、大変ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。それでは次に参ります。ありがとうございます。

それでは、健康診断を受けられない不登校児リスクについて、お伺いいたします。不登校児の健康診断の実施についてです。先日、皆さん見た方も多いと思いますが、NHKのニュースを見て驚きました。不登校の子どもが30万人に迫る今、健康診断を受けられない子どもたちが多くいます。中には見つかるはずの病気が見過ごされ、一生に影響が出てしまった子もいます。切替えをお願いします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これがその時にやった調査なんですけど、2017年です。不登校の方、経験者225人へ調査しました。これほぼ受けてなかった方、80人。ほぼ受けてた26人、ちょっと少ないですね。受けたときと受けなかったときが61人、分からないとかも47人、無回答7人というような結果でした。ありがとうございます。ある程度の人

数の児童さんが受けてないと思いましたが、かなり大きな数字です。不登校でも子どもに健康診断を受けさせたい、そう願う保護者が大きな壁にぶつかっています。学校の健康診断は、医師が決まった日時に学校を訪れ、集団で行うのがほとんどです。心身の不調やいじめなど様々な理由で不登校になった子どもたちにとって、健康診断のために学校に行くのは高いハードルです。学校健康診断実務業務は、学校教育法第12条において、学校においては別に法律で定めるところにより、幼児児童生徒及び学生並びに職員の健康保持増進を図るため健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。学校保健法第13条において、学校においては毎学年定期に児童生徒等通信による教育を受ける学生を除く健康診断を行わなければならないと定められている。学校保健安全法施行規則第5条では、欠席者について、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかつた者に対しては、その事由のなくなった後、速やかに健康診断を行うものとする定められております。不登校の子どもが30万人に迫る今、健康診断を受けられない子どもたちも多くいます。中には見つかるはずの病気が見過ごされ、一生に影響が出てしまった人もいます。取手市の状況をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、染谷議員の御質問にお答えいたします。まず、児童生徒の健康診断につきましては、学校が児童生徒の発育健康状態を正しく把握し、学校生活を送る上で注意すべきことがないかどうかを、学校保健安全法に基づきまして毎学年定期的に行っております。定期健康診断における検査項目は、身長・体重を含め6項目となっております。次に、不登校児童生徒の定義について、御説明させていただきます。不登校児童生徒は、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと、文部科学省は定義しております。これら何らかの理由で不登校になった児童生徒が健康診断を受けられなかった場合の対応についてですが、現在、学校が保護者に対して手紙や電話、訪問により健康診断の受診勧奨を行っております。内科健診は学校医、歯科検診は学校歯科医の医療機関で、また尿・心臓検診、結核精密検査などは、取手医師会にてお願いしております。学校で行っている健康診断日以外でも、健康診断を受診できるような対応をさせていただいております。以上であります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） いろいろな対策を取っていただいているというのは分かりました。そこでお伺いしたいんですが、今、不登校児の中で、どの程度の方が健康診断を受けられないでいるのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） 染谷議員の御質問にお答えいたします。昨年度——令和5年度になりますけれども、学校から健康診断の受診を促され、内科健診や歯科検診、尿検査など、受診した方の割合、人数はちょっと申し上げられないんですけれども、小学校全体で平均で92%、中学校全体で平均で84%の不登校の児童生徒が受診しているという

報告を受けております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 人数は言わずとも全校生徒で割れば出てしまうんですけども。小学校の 92%——8%が受けてない、中学校が 16%受けていないということになりますね。これはいろいろお知らせをしてなおかつ最終的に受けなかった方ということによろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校側でも健康診断に対しての十分な大切な役割ということをお話しした上で、こういった割合の不登校の児童生徒の方々が受けられていなかったという結果で受けております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、小学校で四千何百人、中学校で二千何百人ということで、それでこのパーセントを出すとかなりの数字になってしまうんですが、全国平均みたいなこういうのはあるんですかね。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。小学校、中学校の児童生徒の割合というものではなくて、その中で不登校児童の生徒の人数があるかと思うんですが、その人数に対して、不登校の小学生が何人いてその 8%の方が受診されてないということですので、4,000 人の小学校の児童生徒の掛ける 8%でないということ、まずつけ加えさせていただきます。全国平均に関しましては、そういったちょっとデータのほうがございますので、全国平均で受診した割合に関してのものは、今回この場では申し上げられないところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） なかなか分かりづらいやりとりになっちゃったんですけど。要は不登校児の 8%と 16%ということですよ。さっきの話を聞くと、全体のというふうを受け止めちゃうので、すごい数字になっちゃうからどうなっちゃったのかなと一瞬思ったんですけども。その辺でよく分かりました。その上で、いろいろ説明はしてるんですけども、8%と 16%の方が行っていないというような状況になっているということですよ。学校外での健康診断なんかも進めているということなんですけど、現実、通常学校医さんじゃないようなところに行くと、非常に診断にお金がかかるようでございます。そこで、大阪府の吹田市は、3 年前から小中学生が学校外で健康診断を受ける際、費用を補助する仕組みをつくったそうです。医師会の協力があり、内科・耳鼻科・眼科・歯科のうち、歯科以外の検診は学校医となっている内科の医療機関でまとめて受けられて、歯科も含めて保護者の費用負担はないということです。自分の学校区の学校医でなくてもいいため、知り合いと会うことがない。友達と会うことがない、少し離れた医療機関に行くこともできて、7 月から 9 月の期間内であれば、予約する日数も自由で、これ市として必要な予算は 50 万円程度だそうです。昨年度はこれまで実施していなかった人の 2 割に当たる 157 人が健康診断を受けたということです。先ほど取手市の状況はお伺いしたんですけども、

通常、普通に病院に行ってしまうと、4,000 から 5,000 円かかるようなんですが、その辺の状況はどうなってるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。今議員がおっしゃったように、大体、医療機関によって若干差異はあるんですけども、4,000 から 5,000 円の個人負担を頂いているというお話をお聞きしております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） これは保険がきかないから、4,000 から 5,000 円かかってしまうということで、今、取手においては医師会、歯科医師会の先生たちの御協力の下、自分たちの受け持つる学校のお子さんが来れば、本当に面倒見ていただいているというふうなボランティア精神でやっていたらいいようなんですけども、やはり先ほど言いましたように、どうしても人に会いたくないとかいろいろあるので、できれば遠くの——市外って意味じゃないですよ、市内の遠くの病院に行きたいななんていう子もいると思うんですが、今後そういうことを考えていってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校医等の医療機関におきまして、学校で行っている健康診断日以外で、健康診断の受診についてはお願いしているところですけども、学校医以外の費用負担につきましては、今後慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今学校で行ってる健康診断で、不登校のお子さんが来られるというケースも結構あるんですか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校で行っている健康診断日に不登校の児童生徒が受診しに来るといった報告というか、そちらのほうは聞いておりませんので、学校で行っている健康診断日には受診に来てないということで認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 大体ゼロってことはないでしょうけど、ほとんどのお子さんは来てないということですよ。そうしますと、保護者の方が何らかの形で学校医さんのところに行くとか、よその病院行くとかとしていうと思うんですが、行った場合にはきちんと学校に報告が来てるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） 受診結果を学校のほうに、保護者用と学校用と切り分ける任意の様式がございますので、そちらの見本のほうをお渡しいたしまして、受診をされた保護者の方は学校のほうに結果のほうを持って来ていただくような形でお願いしているところです。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今、学校でやるときの検査なんですけども、時間帯をずらしたりして不登校のお子さんにこの時間に来てなんてことはやられてるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校医さん——学校医等との時間の調整もごさいますので、決められた時間以外での設定のほうは、現在のところはさせていたでない状況でございませう。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますとやはり保護者の方がどこかの医院さんに連れて行って、そして検査を受けるという形になると思いますので、ぜひともどこに行っても受けられるような体制をつくってあげれば、健康診断を受けられないで治る病気も治らなくなる——特に心配なのが虫歯が心配で、なかなか歯医者さん、痛いという思いがあつて、なかなか行かない子もいると思うので、ぜひともそういう制度をつくっていただければと思うんですが、最後にいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 公費負担については、先ほど大野課長が答えたように、ちょっと慎重に検討はしていきたいです。今後、やはり不登校児童生徒一人一人、その理由・要因というのは様々ですので、やはりその児童生徒に合った方法で、手紙や電話、家庭訪問などを通して受診勧奨を行っていきたくて考えております。また、やはり学校と教育総合支援センターと連携を図り、やはり健康診断の受診につなげるよう対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。ぜひとも全員のお子さんが受けられるような体制をつくっていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 時 分散会